

農 林 委 員 会 議 録 第 八 号

昭和二十七年十二月十五日(月曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事 野原 正勝君 理事 平川 篤雄君

理事 井上 良二君 理事 足鹿 覺君

青木 正君 秋山 利恭君

大島 秀一君 高見 三郎君

中馬 辰猪君 寺島隆太郎君

松野 頼三君 村松 久義君

金子與重郎君 高倉 定助君

高瀬 傳君 川俣 清音君

芳賀 貢君 山本 幸一君

中村 英男君

出席政府委員

農林政務次官 松浦 東介君

農林事務官(大臣官房官房長) 渡部 伍良君

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

農林事務官(農林經濟局長) 清井 正君

農林事務官(農林經濟局長) 東畑 四郎君

委員外の出席者

議員 松田 鐵藏君

農林事務官(農林經濟局長) 林田悠紀夫君

農林事務官(農林經濟局長) 河井大治郎君

農林事務官(農林經濟局長) 櫻井 志郎君

農林事務官(農林經濟局長) 難波 理平君

農林事務官(農林經濟局長) 岩隈 博君

農林事務官(農林經濟局長) 藤井 信君

農林事務官(農林經濟局長) 櫻井 志郎君

農林事務官(農林經濟局長) 難波 理平君

農林事務官(農林經濟局長) 岩隈 博君

農林事務官(農林經濟局長) 藤井 信君

十二月十三日

農林漁業金融公庫法案(野原正勝君外五十六名提出、衆法第一一〇号)

農林漁業金融公庫法案(野原正勝君外五十六名提出、衆法第一一〇号)

第一類第九号 農林委員会議録第八号 昭和二十七年十二月十五日

同月十五日

てん、業生産振興臨時措置法案(野原正勝君外四十一名提出、衆法第九号)

農山漁村電氣導入促進法案(松田鐵藏君外六十二名提出、衆法第二二二号)

同月十三日

治山事業予算増額に関する諸願(早稲田柳右エ門君紹介)(第八一六号)

開墾工事費並びに開拓道路費の増額等に関する諸願(早稲田柳右エ門君紹介)(第八一七号)

千歳地区漁川貯水池かんがい計画に關する諸願(薄田美朝君紹介)(第八五三三号)

那須野ヶ原に国営開拓建設工事施行の諸願外一件(船田中君紹介)(第九〇八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

農林漁業金融公庫法案(野原正勝君外五十六名提出、衆法第一一〇号)

てん、業生産振興臨時措置法案(野原正勝君外四十一名提出、衆法第九号)

農山漁村電氣導入促進法案(松田鐵藏君外六十二名提出、衆法第二二二号)

〇坂田委員長 これより農林委員會を開會いたします。

本日、本委員會に付託に相なりまし

た野原正勝君外四十一名提出、てん、業生産振興臨時措置法案及び松田鐵藏君外六十二名提出、農山漁村電氣導入促進法案の趣旨について提案者の説明を求めます。松田鐵藏君。

農山漁村電氣導入促進法案

農山漁村電氣導入促進法案

(目的)

第一条 この法律は、電氣が供給されてないか又は充分に供給されてない農山漁村に電氣を導入して、当該農山漁村における農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図ることを目的とする。

(都道府県農山漁村電氣導入計画)

第二条 都道府県知事は、電氣が供給されてないか又は充分に供給されてない農山漁村にある農林漁業、林業又は漁業を営む者が組織する営利を目的としない法人で政令で定めるもの(以下「農林漁業団体」という。)で当該農山漁村に電氣を導入する事業を行おうとする者の申請により、当該農山漁村に電氣を導入するための電氣導入計画を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の電氣導入計画には、左の事項を調査の上、省令の定めるところにより記載しなければならない。

一 当該農山漁村に電氣を導入する方法

二 当該農山漁村に電氣を導入するための施設の建設計画

三 前号の施設の利用計画

(全国農山漁村電氣導入計画)

第三条 農林大臣は、前条の計画に

基いて、通商産業大臣と協議の上、毎年度、全国農山漁村電氣導入計画を定めなければならない。

(資金の貸付)

第四条 政府は、前条の計画を実施するため、農林漁業団体に對し、農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第五五号)の定めるところにより、当該農林漁業団体が主として自己又は組合員その他これらを組織する者の用に供する電氣を導入するために必要とする左の各号に掲げる資金を貸し付けるものとする。

一 発電施設(これに伴う送電変電設備設備を含む。以下同じ。)

の造成、復旧又は取得に必要な資金

二 送電配電施設(変電受電設備を含む。以下同じ。)

の造成、復旧又は取得に必要な資金

三 電氣事業者(電氣及びガスに關する臨時措置に關する法律(昭和 年法律第 号)の規定によりその例によるものとされた公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第二条第四号に規定するものをいう。以下同じ。)

に對して負担する工事負担金

(国の補助)

第五条 国は、開拓地における農林漁業団体が必要とする前条各号に掲げる資金に對して都道府県が補助を行うに要する経費に對し、毎

年度、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、補助金を交付することができる。

(事業計画書の提出)

第六条 第四条の規定により資金の融通を受け又は前条の規定により補助金の交付を受けて発電施設又は送電配電施設を造成、復旧又は取得しようとする農林漁業団体は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる事項を記載した事業計画書を農林大臣に提出しなければならない。

一 第二条第二項各号の事項

二 当該事業の実施者

三 当該施設による受益範囲

四 当該施設の利用上必要となる電氣の供給又は発生した電氣の託送若しくは売買に關する事項

五 その他省令で定める事項

(農林大臣の指導)

第七条 農林大臣は、第四条の規定により資金の融通を受け、又は第五条の規定により補助金の交付を受けて発電施設又は送電配電施設を造成、復旧若しくは取得しようとする農林漁業団体に對し、当該施設の建設に關し、当該施設を造成、復旧又は取得したこれらの農林漁業団体に對しては当該施設の維持、管理又は利用に關し、省令の定めるところにより、必要な事項について指導しなければならない。

(都道府県その他の団体の指導)

第八条 農林大臣は、前条の指導の

事務を、都道府県その他の法人で省令で定めるものに行わせることができる。

2 政府は、毎年度、予算の範囲内で、政令の定めるところにより、都道府県に対しては第二、三項の調査を行うために必要な経費の一部を、前項の規定により同項の事務を行う者に対しては当該事務を行うために必要な経費の一部を補助することができる。

(電気事業者との協議等)

第九号 農林漁業団体が当該農山漁村に電気を導入する事業を行うおとる者は、その造成、復旧若しくは取得しようとする発電施設又は送電配電施設の利用上必要な電気の供給又は発生する電気の託送若しくは売買について、電業事業者と協議を求めることができる。

2 前項に規定する協議がととのわないときは又は協議することができないときは、当該農林漁業団体は、当該事業の公益性及び緊急性について農林大臣の認定を受けた上、政令の定めるところにより、通商産業大臣に裁定を求めることができる。但し、認定を受けた日から二箇月を経過したときは、この限りでない。

3 裁定は、公開による聴聞会を開いて当事者及び利害関係人の意見をきいて、前項の申請があつた日から百二十日以内になされなければならない。

4 通商産業大臣は、裁定にあつては、左に掲げる基準によつてしななければならない。  
一 電気の供給については、当該

農林漁業団体が真に必要なとする最低量をこえず、発生した電気の託送又は売買については、当該施設を維持するため真にやむを得ない程度をこえないこと。

二 電気事業者の電気の供給、設備、経理その他の事情を考慮し、一般需要者及び電気事業者に不当な負担を課さないこと。  
裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

6 通商産業大臣は、裁定の効力に期限を附することができる。

7 通商産業大臣は、裁定をしようとするときは、農林大臣に協議しななければならない。

8 第二項の裁定の通知が当事者になされたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなす。

9 裁定の後において、事情の変更その他新たな事由が生じたときは、当事者の一方は協議の内容の変更又は解除について、通商産業大臣に裁定を求めることができる。この場合においては、第三項から前項までの規定を準用する。

(対価等の不服の訴)

第十号 前条第二項若しくは第九項の裁定において定める電気の供給又は発生する電気の託送若しくは売買の対価又は料金の額に不服がある当事者は、同条第八項の通知を受けた日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。

2 前項の訴においては、裁定の際の他の一方の当事者又はその承継人を被告とする。

(土地改良事業との調整)

第十一号 政府は、この法律の目的を達成するため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定により施行される土地改良事業がかんがい排水施設(えん堤及び水路をいう)を伴う場合において、当該土地改良事業と発電事業との調整、必要な資金の確保等発電電力の開発について、適切な措置を講じなければならない。

第三号第一項の表中

「六 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金  
「六 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金  
イ 農山漁村電気導入促進法  
(昭和 年法律第 号)  
第四条によるもの  
ロ その他のもの

改め、同条第二項中「耕土培養事業に係るもの」の下に「農山漁村電気導入促進法による補助事業に係るもの」を加える。

5 政府は、農山漁村電気導入促進法施行の際、現に第二条第六号の規定により同法第四条各号に掲げる資金に相当する資金の貸付を受けている農林漁業団体に對して、当該資金の貸付の条件を変更することができる。

○松田鐵藏君 ただいま議題になりました松田鐵藏外六十二名の提案による農山漁村電気導入促進法案の提案理由

(電気及びガスに関する臨時措置に関する法律との関係)

第十二号 この法律は、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律の適用を排除するものではない。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 農林漁業資金融通法の一部を次のように改正する。

| 年 | 八 | 分 | 年 | 七 | 分 | 十 | 五 | 年 | 一 | 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年 | 八 | 分 | 年 | 七 | 分 | 十 | 五 | 年 | 一 | 年 |
| 年 | 八 | 分 | 年 | 七 | 分 | 十 | 五 | 年 | 一 | 年 |

山漁業者が万難を排して、電力を導入しようとする熱意を要していることは、きわめて当然のことである。従いまして戦後、見返り資金あるいは農林漁業資金融通法によりましてある程度の資金が供給され、現在までに約百箇所ほどの小水力発電所が建設された次第であります。しかしながら、これだけでは単に一部の希望を満したにすぎないのであります。いまなお数箇所の地点で建設を希望しているがら資金を得られないため、貧しい暗い生活を余儀なくされている状況であります。従いましてわれわれといふしましては、これらの恵みを受けることの少ない人々に、光を与えようといふしまして、この法案を提案いたす次第であります。

次にこの法案の主要な点を申し上げます。  
第一は無点燈部落あるいは電力不足地域を積極的に都道府県をして現地調査せしめ、これらの地域に電気を導入する方法及び施設の建設計画等を含む電気の導入計画を農林大臣に提出せしめ、農林大臣はこれらの計画に基づいて毎年度の電気導入計画を樹立すべきことを規定いたしました。これはとかく早いもの勝ちに融資対象に取上げられて現況を改めて、計画的に能率的に電化促進事業を進めて行くためであります。

第二は政府は電力導入事業を実施しようとする農林漁業団体が小水力(または火力)発電所または配電施設を建設する場合に必要な資金を右の計画に基いて、貸し付けることを積極的に規定いたしました。  
第三は開拓地において、開拓農業協

同組合が、小水力（または火力）発電所または配電施設を設ける場合に、国が補助金を交付しようとする規定であります。

第四は電気施設の建設に關し、また建設した施設の維持、管理または利用に關して、農林大臣が適切な指導を加えて行きたいという規定であります。またこの指導は必要に応じて都道府県その他農林大臣の指定する法人に行わせることができることとしたあります。

第五は都道府県が第一項の現地調査を行うために必要な経費の一部及び農林大臣が委託した指導の事務を行うために必要な経費の一部を国が補助し得ることとしたこととあります。

第六は農林漁業団体が送配電施設または発電施設を建設した場合は、その施設の利用上既設の電力会社との間に、電気の供給または託送、売買についていづれの交渉の必要が出て参りますので、その際なるべく弱い農林漁業者が不当な負担のかからないように協議、裁定の道を設けました。

第七は現在農林省が土地改良事業として、灌漑排水施設を設置し、中には相当大きな水利ダム等も築造されているのでありますが、これらのダム及び水路を活用いたしまして、農業水利との調整を図りながら同時に水力発電の事業も考慮して、工事を施行することが、国家のため最も有利でありますので、この点を法文の上に明言いたしまして水力資源の総合的な開発を期待するものであります。

以上がこの法案の主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○坂田委員長 本案に対する質疑は、次会よりこれを行うことにいたします。

○坂田委員長 次にて、てん菜生産振興臨時措置法案の趣旨について、提出者の説明を求めます。野原正勝君。

#### てん菜生産振興臨時措置法案

##### （目的）

第一条 この法律は、てん菜の生産増進を図ることによつて寒地における農業経営の合理化を推進するとともに、国内における砂糖の供給量の増大を期することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「てん菜」とは、砂糖の製造の用に供されるてん菜をいい、「てん菜糖」とは、てん菜を原料として製造された砂糖をいう。

##### （てん菜生産振興計画）

第三条 省令で定める数量以上のてん菜を生産する道府県の知事は、省令の定めるところにより、当該道府県におけるてん菜生産振興計画を定めて農林大臣の承認を受けなければならない。

##### てん菜生産計画には、左に掲げる計画を含むものとする。

- 一 てん菜の生産計画
- 二 てん菜の優良種子の生産及び普及計画
- 三 てん菜の生産改善及びてん菜を導入した農業経営の合理化

に關する計画

3 国は、毎年度、予算の範囲内において、第一項の道府県に対し、同項の規定により農林大臣の承認を受けたてん菜生産振興計画を実施するために必要な経費の一部を補助する。

##### （買入）

第四条 政府は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、てん菜糖の製造を業とする者（以下「製造業者」という。）からてん菜糖の買入をすることができ。

2 農林大臣は、前項の買入を行うてん菜糖の原料となるてん菜の生産される年（以下「生産年」という。）の四月末日までに、前項の買入を行う旨を告示しなければならない。

第五条 前条第一項の規定により政府が買入するてん菜糖は、当該生産年において農林大臣が定める価格（以下「最低生産者価格」という。）を下らない価格で生産者から買入れたてん菜を原料として製造されたものであつて政令で定めるものに限る。

2 前項の最低生産者価格は、政令で定めるところにより算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参し、やうして定める。

3 第一項の最低生産者価格は、生産年の四月末日までに告示する。

4 第一項の最低生産者価格は、経済事情の変動が著しい場合には、これを改定することができる。

5 農林大臣は、前項の改定を行つ

たときは、遅滞なく告示しなければならない。

##### （買入の価格）

第六条 第四条第一項の規定による政府の買入の価格は、生産年におけるてん菜につき定められる前条の最低生産者価格にてん菜の買入並びにてん菜糖の製造及び売渡に關する費用を加えて得た額を基準として農林大臣が定める。

2 前項の買入の価格は、生産年の十月末日までに告示する。

##### （報告の聴取等）

第七条 農林大臣は、前条第一項の規定により買入の価格を定めるため必要があるときは、製造業者に對し、業務及び財産の状況に關し、必要な報告を求め、又はその職員に製造業者の製造場、事務所、事業場又は倉庫に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

##### （農林大臣の指示）

第八条 農林大臣は、製造業者に対し、てん菜の買入その他生産者との取引に關する条件及びその買入の方法並びにてん菜糖の製造及び貯蔵に關し必要な指示をすることができ。

##### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十七年三月三十一日限りその効力を失う。

3 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧管理ノ為ニスル食糧」を「食糧管理ノ為ニスル食糧（てん菜生産振興臨時措置法（昭和 年法律第 号）ニヨリ政府ノ買入レル甜菜糖ヲ含ム以下同シ）に改める。

○野原委員 ただいま議題となりまして、てん菜生産振興臨時措置法の提案理由を御説明いたします。

てん菜は大正九年以来北海道の農業開発に多大な貢献をなして参つたのでありますが、その理由は冷害に強いこと、副産物の頭葉及びビートパルプは貴重な家畜飼料となること、またてん菜跡地は他作物が増収すること等でありまして、今後ますます北方の寒地農業開発上その発展が強く要望されているところであります。またわが國は敗戦による領土喪失の結果、砂糖の自給國が一転して莫大な砂糖をほとんどすべて海外に依存せざるを得なくなつておりますので、国内砂糖の生産増大は、わが國の経済自立上極めて重要事となつてゐる次第であります。しかるに、最近輸入糖価格は異常な低落を來し、てん菜の栽培を強度に圧迫し、このまま放置するに於いてはわが國よりてん菜の栽培はまったく姿を消すという危機に直面いたしております。元來輸入糖価格は変動がきわめて著しく、その低落到達する場合は、てん菜栽培の維持上何らかの保護政策をとる必要があることは、英、米等先進てん菜

糖業国の立法措置の例を見ても明らか  
なところであります。

以上の情勢と理由によりまして、わ  
が国のてん菜栽培を保持し、かつその  
生産力の発展をはかる措置をすみやか  
に講ずることが緊要と存じ、ことに臨  
時立法として本法を制定いたしたいと  
存する次第であります。

この法案は二つの点が主要事項とな  
つておりまして、その一つは、一定の  
計画のもとに栽培の合理的発展に必要  
な経費の一部を国で補助し、その生産  
力を拡張し、需要の最低必要量を国内  
で確保しようとするものであり、もう  
一つの点としましては、農家にてん菜  
の最低価格を支持するため、特に必要  
があると認められるときにはてん菜糖  
の政府買入れを行うことであります。

この二つによりまして、寒地における  
農家経営を安定向上せしめ、かつ北方  
僻地の産業を振興せしめ、またわが国  
砂糖の自給度を高めて、わが国の経済  
自立に寄与せしめたいと思うのであり  
ます。

以上がてん菜生産振興臨時措置法律  
案の提案理由であります。何とぞ御  
審議の上すみやかに御賛成あらんこと  
をお願い申し上げます。

○坂田委員長 本案に対する質疑は一  
時これを留保することとします。

○坂田委員長 次に去る十三日本委員  
会に付託に相なりました野原正勝君外  
五十六名提出、農林漁業金融公庫法案  
を議題といたし、審査を進めます。ま  
ず本案の趣旨について提出者の説明を  
求めます。野原正勝君。

# 農林漁業金融公庫法案 農林漁業金融公庫法

## 目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―  
第十七条)
- 第三章 業務(第十八条―第二十  
一条)
- 第四章 会計(第二十二條―第二  
十八條)
- 第五章 監督(第二十九條―第三  
十一條)
- 第六章 補助(第三十二條―第三  
十四條)
- 第七章 罰則(第三十五條―第三  
十七條)

## 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 農林漁業金融公庫は、農林  
漁業者に対し、農林漁業の生産力  
の維持増進に必要な長期かつ低利  
の資金で、農林中央金庫その他一  
般の金融機関が融通することを困  
難とするものを融通することを目  
的とする。

#### (法人格)

第二条 農林漁業金融公庫(以下「公  
庫」という。)は、法人とする。

#### (事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を東  
京都に置く。

#### 2 公庫は、主務大臣の認可を受け て、必要な地に従たる事務所を置 くことができる。

#### (資本金)

第四条 公庫の資本金は、農林漁業  
資金融通特別会計の廃止の際にお  
けるその資産の価額から負債の金

額を差し引いた額と第三十二條第  
五項の規定により、政府の米国対  
日援助見返資金特別会計から出資  
があつたものとされた金額との合  
計額とし、政府がその金額を出資  
する。

2 前項の資産及び負債の評価の方  
法については、政令で定める。

#### (登記)

第五条 公庫は、政令で定めるとこ  
ろにより、登記しなければならな  
い。

2 前項の規定により登記を必要と  
する事項は、登記の後でなければ  
ば、これをもつて第三者に対抗す  
ることができない。

#### (名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、農林漁業  
金融公庫という名称又はこれに類  
する名称を用いてはならない。

#### (法人に関する規定の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第  
八十九号)第四十四條(法人の不  
法行為能力)、第五十條(法人の住  
所)及び第五十四條(理事の代表権  
の制限)の規定は、公庫に準用す  
る。

### 第二章 役員及び職員

#### (役員)

第八条 公庫に、役員として、總裁  
一人、理事四人以内及び監事二人  
以内を置く。

#### (役員の職務及び権限)

第九条 總裁は、公庫を代表し、そ  
の業務を総理する。

2 理事は、總裁の定めるところに  
より、公庫を代表し、總裁を補佐  
して公庫の事務を掌理し、總裁に  
事故があるときにはその職務を代  
表する。

理し、總裁が欠員のときにはその  
職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査す  
る。

#### (役員の任命)

第十条 總裁及び監事は、内閣の承  
認を得て主務大臣が任命する。

2 理事は、總裁が主務大臣の認可  
を受けて任命する。

#### (役員の任期)

第十一条 總裁、理事及び監事の任  
期は、四年とする。

2 總裁、理事及び監事は、再任さ  
れることができる。

3 總裁、理事又は監事が欠員とな  
つたときは、遅滞なく、補欠の役  
員を任命しなければならない。補  
欠の役員の任期は、前任者の残任  
期間とする。

#### (役員の欠格条項)

第十二条 左の各号の一に該当する  
者は、總裁、理事又は監事となる  
ことができない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職  
員(人事院が指定する非常勤の  
者を除く)又は地方公共団体の  
議会の議員
- 二 政党の役員
- 三 議員の兼職禁止

#### (役員の兼職禁止)

第十三条 總裁、理事及び監事は、  
営利を目的とする団体の役員とな  
り、又は自ら営利事業に従事して  
はならない。

#### (代表権の制限)

第十四条 公庫と總裁又は理事との  
利益が相反する事項については、  
これらの者は、代表権を有しな  
い。この場合は、監事が公庫を代  
表する。

(代理人の選任)  
第十五条 總裁は、公庫の職員のうちから、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

#### (職員の任命)

第十六条 公庫の職員は、總裁が任  
命する。

#### (役員及び職員の地位)

第十七条 公庫の役員及び職員は、  
刑法(明治四十年法律第四十五号)  
その他の罰則の適用については、  
法令により公務に従事する職員と  
みなす。

### 第三章 業務

#### (業務の範囲)

第十八条 公庫は、第一条に掲げる  
目的を達成するため、農業(畜産  
業及び養蚕業を含む)、林業、漁  
業若しくは塩業を営む者又はこれ  
らの者の組織する法人(以下「農林  
漁業者」という。)に対し、左に  
掲げる資金の貸付の業務を行う。

- 一 農地又は牧野の改良、造成又  
は復旧に必要な資金
- 二 造林に必要な資金
- 三 森林の立木の伐採制限に伴い  
必要な資金
- 四 林道の改良、造成又は復旧に  
必要な資金
- 五 漁港施設の改良、造成、復旧  
又は取得に必要な資金
- 六 製塩施設の改良、造成、復旧  
又は取得に必要な資金
- 七 農林漁業者の共同利用に供す  
る施設の改良、造成、復旧又は  
取得に必要な資金
- 八 前各号に掲げるものの外、農

林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

2 前項各号に掲げる資金の貸付の利率、償還期限及び据置期間は、別表の範囲内で公庫が定める。

3 公庫は、第一項に掲げる業務の外、第三十二条第一項及び附則第六項の規定により承継した権利義務並びに第三十三条の規定により譲り受けた債権の処理に関する業務を行うことができる。

#### (業務の委託等)

第十九条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫その他の金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託者」という)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、公庫の貸付に係る債権につき、債務の保証をすることができる。

#### (業務方法書)

第二十条 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸付金の使途、貸付の相手方利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付に関する業務の方法

#### 二 業務委託の基準

(事業計画及び資金計画)

第二十一条 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

#### 第四章 会計

##### (予算及び決算)

第二十二条 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

##### (国庫納付金)

第二十三条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

##### (借入金)

第二十四条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができる。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付をすることができる。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができる。

4 第一項に規定する場合を除く外、公庫は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用等)

第二十五条 公庫は、左の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない。

##### 一 国債の保有

##### 二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付)

第二十六条 公庫は、業務を行うため必要があるときは、受託者に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

(会計帳簿)

第二十七条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容を並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第二十八条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

#### 第五章 監督

(監督)

第二十九条 公庫は、主務大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参考人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

##### (役員の解任)

第三十条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く命令又はこれらの法令に基いてする主務大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、總裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第三十一条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者に対して報告させ、又はその職員をして公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

但し、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第六章 補則

(日本開發銀行からの農林漁業者に対する貸付に係る債権等の承継)

第三十二条 日本開發銀行が政府の米國対日援助見返資金特別会計及び復興金融金庫から承継した農林漁業者に対する貸付に係る債権並びに日本開發銀行の農林漁業者に対する債権で政令で定めるもの並びにこれらに附隨する権利義務は、政令で定めるところにより、公庫が承継するものとする。

2 日本開發銀行が政府の米國対日援助見返資金特別会計から承継した農林漁業者に対する貸付に係る債権及びこれに附隨する権利義務を、前項の規定により公庫が承継したときは、日本開發銀行法(昭和二十六年法律第八号)第四十九条の二第二項の規定による同特別会計の日本開發銀行に対する貸付金のうち、公庫が承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当するものが、その承継の日において日本開發銀行から同特別会計に返済されたものとされ、その返済されたものとされた貸付金の額に相当する金額が、第二十四条の規定にかかわらず、その承継の日において同特別会計から公庫に対し貸し付けられたものとする。

3 日本開業銀行が復興金融庫から承継した農林漁業者に対する貸付に係る債権及び日本開業銀行が行った農林漁業者に対する貸付に係る債権並びにこれらに附随する権利義務を、第一項の規定により公庫が承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、第二十四条及び日本開業銀行法第十八条の規定にかかわらず、その承継の日において、日本開業銀行から公庫に対し貸し付けられたものとする。

4 公庫は、毎事業年度、第二項の政府の貸付金及び前項の日本の開業銀行の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利子を支払わなければならない。

5 第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるところを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において政府の米穀対日援助見返資金特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

〔農林中央金庫からの債権の譲受〕

第三十三条 公庫は、第十八条の規定にかかわらず、農林中央金庫が行なった農林漁業の生産力の維持増進に必要な資金の貸付に係る債権のうち主務大臣の指定するもの及びこれに附随する権利を譲り受けることができる。

〔主務大臣〕

第三十四条 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。

第七章 罰則

第三十五条 公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員が、第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第五條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。

五 第二十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十七条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第八項から第十一項まで及び附則第二十項の規定は、公庫の成立の時から施行する。

2 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を公庫の総裁に引き継がなければならない。

4 総裁が前項の事務の引継を受けたりにおいて、総裁、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

5 公庫は、設立の登記をすることによつて成立する。

6 農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第五号）に基く資金の融通に關し、公庫の成立の際現に国が有する権利義務（農林漁業資金融通特別会計の資金運用部及び米穀対日援助見返資金特別会計からの負債を含む）は、その時に公庫が承継する。

7 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継の際における農林漁業資金融通特別会計の資産の価額から負債の金額を差し引いた額（資産及び負債の評価の方法については、第四条第二項の政令の定めるところによる。）が政府から公庫に対して出資されたものとする。

8 左に掲げる法律は、廃止する。

一 農林漁業資金融通法

二 農林漁業資金融通特別会計法（昭和二十六年法律第六号）

9 農林漁業資金融通特別会計における昭和二十六年度及び昭和二十七年年度の予備費の支出、決算その他会計に関する事務については、

なお従前の例による。

10 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号を次のように改める。

六 農林漁業資金公庫を監督すること

11 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「農林中央金庫」の下に、「農林漁業資金公庫」を加え、第八号第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三及び十四 削除

12 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び住宅金融公庫」を「住宅金融公庫及び農林漁業資金公庫」に改める。

13 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「及び住宅金融公庫」を「住宅金融公庫及び農林漁業資金公庫」に改める。

14 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業資金公庫」を加える。

15 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中第二号ノ四及び第二号ノ五をそれぞれ第二号ノ五及び第二号ノ六とし、第二号ノ三の次に次の一号を加える。

に次の一号を加える。

二ノ四 農林漁業資金公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

16 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第五号ノ三を第五号ノ四とし、第五号ノ二の次に次の一号を加える。

五ノ三 農林漁業資金公庫ノ為ニスル証書、帳簿

17 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号及び第七百四十三号第三号中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業資金公庫」を加える。

18 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業資金公庫」を加える。

19 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業資金公庫」を加える。

20 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等から一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農林漁業資金融通特別会計」を削る。

別表

| 貸付金の種類                                                      | 利率の最高 | 償還期限 | 据置期間 |
|-------------------------------------------------------------|-------|------|------|
| 一 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金                                    | 年七分十五 | 五年   | 五年   |
| 二 造林に必要な資金                                                  | 年七分二十 | 五年   | 五年   |
| 三 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金                                        | 年四分五厘 | 二十五年 | 五年   |
| 四 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金                                        | 年八分十五 | 五年   | 二年   |
| 五 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金                                   | 年七分十五 | 五年   | 三年   |
| 六 製塩施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金                                   | 年八分十五 | 五年   | 五年   |
| 七 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金                       | 年八分十五 | 五年   | 一年   |
| 八 前各号に掲げるものの外、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの | 年七分十五 | 一年   | 一年   |

○野原委員 ただいま議題となりまし  
た野原正勝外五十六名提出。農林漁業  
金融公庫法案の提案の理由を御説明申  
上げます。

わが国経済の自主体制を確立するた  
めには、食糧増産を目的とする農林漁  
業生産力の早急な拡大強化がその基盤  
をなすものであり、しかして農林漁業  
の生産力の拡大強化をはかるために  
は、これが基本的施設に対し、積極的  
に資金を導入することが刻下の急務で  
あることは言をまたないところであり  
ます。しかるにかかる資金は農林漁業  
の特質にかんがみ、長期かつ低利であ  
ることを要するため、一般金融機関の  
融通にまづことは困難であり、国家資

金による政策的金融を行う必要がある  
のであります。

かかる要請に応ずるため、昨年農林  
漁業資金融通特別会計が設置せられ、  
これによつて昭和二十六年度百二十億  
円の融資を行い、さらに本年度は二百  
億円の予算をもつて融資が行われつつ  
あり、この制度が農林漁業の生産力を  
拡大強化する上に果しつつある役割は  
まことに大きいものであるものでありま  
す。今後食糧増産計画の積極的な推  
進とともに、ますます増大せらるべき  
この資金の適正かつ円滑な運用を将来  
にわたつて期する上には、なお二、三  
の検討を要すべき点があるのでありま  
す。すなわちこの特別会計において当  
初予想した資金量に比し、実際の資金

量は国内食糧増産の緊急当面の要請に  
こたえ、はるかに上まわるに至つたた  
め、現在の人員を以つては、この業  
務の円滑な処理はとうてい困難である  
と考えらるべきであります。また貸付  
決定の実質上の責任者ないしは事務に  
当る者が公務員であり、その地位を長  
期間固定することが実質上困難である  
ため、長期貸付の決定の責任の所在が  
不明確になるおそれがある点、また政  
府の直接貸付にかかる国の債権である  
ため、財政法の規定により、債権の保  
全が形式的には極めて厳重な一方、  
実質的には金融業務に本来必要とされ  
る機動的な処理を行ない得ないため、か  
えつて管理回収業務の円滑な運用を期  
し得ない点等、単に特別会計の機構人  
員を増加したのみでは解決し得ない問  
題が多々存するのであります。

以上の諸点にみましまして、きわ  
めて重要なこの農林漁業長期融資の取  
扱い機構としては、独立ともなはず  
ますその重要性を加へ、資金量も今後  
いよ／＼増大せられるべきこの際にお  
いて、新たにこの融資を目的とする恒  
久的な独自の政府機関として農林漁業  
金融公庫を設置し、以つて農林漁業長  
期資金の適正円滑な運用に遺憾なきを  
期せしめたいと考えるのであります。  
これが本法案を提案した理由であります。

次に本法案の概略を御説明申し上げ  
ます。  
まず農林漁業に対する長期低利資金  
の融通を目的として農林漁業金融公庫  
を設置し、これを法人とするのであり  
ます。

これが資本は全額を政府出資とし、  
農林漁業資金融通特別会計から承継す  
る資金を以つてこれに充てるのであり

ます。

業務につきましましては、従来の農林漁  
業資金融通法による融資対象のほか  
に、さらに災害復旧の場合に限り個人  
施設をも対象として貸付を行うものと  
し、貸付決定以外の業務につきまして  
は、農林中央金庫その他の金融機関に  
これを委託し得るものとしております。  
貸付利率、償還期限及びすえ置き期  
間の限度はおおむね現行通りと定め、  
その範囲内における貸付条件の細目  
等、業務の方法、事業計画等の主要事  
項については主務大臣の認可を要する  
ものとし行政との密接な関連を保持せ  
しめることとしております。

役員については總裁及び監事は政府  
任命とし、理事の任命についても主務  
大臣の認可を要するものとしておりま  
す。

会計については公庫の予算及び決算  
に関する法律の定めるところにより、  
大体国の予算及び決算に準じた取扱  
をするものとし、利益金を生じた場合  
は全額を国庫に納付するものとしてお  
ります。

なお、公庫は政府から借入をなし得  
るものとし、今後の政府の追加出資と  
ともに貸付の財源とし得ることとし、  
さらに外貨資金の導入をはかり得る道  
をも設けています次第であります。

以上が法案の内容の概略であります。  
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに  
御可決賜りますようお願い申し上げ  
る次第であります。

○坂田委員長 なおこの機会にお諮り  
いたしたいことがあります。本案に  
つきましましては、大蔵委員会より連合審  
査会を開会してもらいたいとの申出が

ありますが、この連合審査会を開くに  
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○坂田委員長 御異議なしと認めま  
す。

なお連合審査会開会の時日等につ  
きましては、委員長に御一任願いたい  
と思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○坂田委員長 御異議なしと認め、さ  
ようとりはからいます。

それでは本案に対する質疑は次会  
り行うことにいたします。

○坂田委員長 これより質疑に入りま  
す。まずてん菜生産振興臨時措置法案  
について、質疑または意見があれば発  
言を許します。中隔君。

○中隔委員 私はてん菜生産振興臨時  
措置法案に関連して、菜種の問題につ  
いて政府に所見をただしたいと思ひま  
す。

現在全国において菜種の滞荷が約百  
万俵あると推定せられております。そ  
の内訳につきましましては、大略愛知県が  
十二万俵、滋賀県七万俵、福岡県にお  
きましましては十五万俵、岐阜県八万俵、  
三重県七万俵、鹿児島八万俵、その他  
四十三万俵ございます。しかもこの滞  
荷につきましましては、現状をもつてす  
れば生産者の希望する価格では政府筋が  
全然これを買ひ見込みが立つていない  
のであります。従いましては残量の百万  
俵については販売の見込みが全然立つ  
ていないというのが、今日の実情であ  
ります。そこで私は、政府は農民を保  
護するといふ大きな見地から、適当な  
価格で相当数量を買ひ上げてもらいた  
いと思うのであります。これは農産物

の価格安定政策の大きな政治の一環でございまして、この問題についてはすみやかに、また真剣に考えてもらいたいのであります。しかしながら、原料高で製品安という現象では永續性がございませぬから、そこで私どもは、さきに政府が穀粉を買い上げた措置に準じまして、すみやかに農家の不安を解消してもらいたい。来年度におきましては終戦以来農民諸君の非常な御努力によりまして、菜種の増産が他の生産物に比べて非常に生産意欲が拡大をせられておるのであります。来年度におきまして、本年度に比しまして約二〇%から三〇%程度の増産が予想をせられておるのであります。従つて来年度の増産意欲をしてつばな成果を生ましめるためには、政府はこの際すみやかに穀粉買上げの措置に準ずるところの、菜種の政府買上げの措置をとつていただきたいと思うのであります。政府においてこの構想があるならば、この際全貌を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○松浦政府委員 ただいまの中馬君のてん菜糖の買上げその他に関連しての菜種の御質問でございますが、政府としましては、農業保護政策の一環として農産物価格維持のために、重要農産物の価格が暴落する危険がありますときは適当な措置をとらなければならぬ、こういう観点に立つて考えております。ただいま仰せられました菜種の問題につきましても、いろいろ具体的な例があつたようでありますが、現在その問題についての事務的な考え方につきましては、事務当局よりお答えいたさせます。

○東畑政府委員 来年度の菜種の生産を控へまして、菜種そのものの価格を安定するという面から、政府におきましても来年度予算等において検討するということとは、大臣からもこの委員会御説明をいたしたかと思ひます。ただいまの御質問は、本年度の約百万俵に当ります菜種の滞貨の問題でありまして、率直に申しますと、本年度補正予算では、菜種を買い上げは実は組んでおらないのであります。われ／＼としましては、当初そういう予定をしておらなかつたのであります。その後の事態においてよく検討を進めまして、そういう要請が相当ございしますので、大蔵当局とも目下折衝をいたしておる過程でございします。

○中馬委員 ただいま長官のお話によると、現在具体的な方針はいまだ立つていないというお話でございしますが、これは少くとも来年の一月一ばいごろまでにこの方針を決定の上具体的な措置を講じなければ、来年の二月になりまして、すでに非常な手遅れになる問題でございしますから、政府においてはこの問題に關しましてさらに一段の御努力をせられるようお願い申し上げたいと思ひます。

○坂田委員 井上君。

○井上委員 てん菜生産振興臨時措置法案に關して二、三質問をいたしたいと存じます。

ただいま提案者の説明を伺ひ、内容を検討しますと、一つは北方の寒地農業の開発上てん菜生産が絶対に必要であるから、その保護育成をはかるということが一つ、それから一つは、国内砂糖の自給度を高めて安定して行きたい、こういう考え方のようでござい

ます。今日まで砂糖の問題は国会でも案外論議をされずに済まされて参りました。ところが御承知の通り国民の生活の内容を検討してみますと、粒食による政府の責任配給は、一箇月の米食率が大体十五日ということになつております。あと十五日は粉食でありまして、粉食による食生活をさらに検討すると、砂糖の占める価値というものが非常に重要になつて来ております。そこで政府も粉食の常食化に伴つて、国内の砂糖の需要を何とか円滑にいたしますために、一つは国内産の砂糖に対する保護奨励、一つは海外からの輸入、これによつて辛うじて国内砂糖の需要を満たしておるわけであります。ところが現在の砂糖の国内需要の状況を見ておきますと、砂糖の価格が、一俵妥当な価格で売られておると政府は考えておるかということについて、もつと検討する必要があるにせぬか。たとえて申しますと、今砂糖の状況について、私は専門家でありませんが、よくわかりませんが、ちまたに参りますと、斤十族という一つの特別な金もうけの一族が発生しております。これは一斤に対して十円方もうかるということでありまして、それが一斤に対して十円方もうけておるかという、おもに日本の有力なる砂糖の生産業者であります。何がゆゑにそんなにうけておるかという点でさらに掘り下げて調べてみますと、今申します著名砂糖会社の株の相場は五十円株が二百五十円から三百五十円くらいのところへ行つております。また各製糖会社の配当率、さらに生産設備の拡充、増資等を見ますと、他産業に比して驚異的な状態に置かれております。しかるに一般

消費者価格は、アメリカその他の砂糖を使つております諸国に比較いたしましてべらぼうに高い消費者価格がそのまま放任されております。どういふわけでそういう少数の会社が独占的なものうけをいたし、消費者が高い砂糖をなめておらなければならぬかというところをさらに追求してみると、一つは政府が外国砂糖の輸入に一定の制限を加えておる、つまり戦前大体百万トンの国内消費の砂糖が、今日人口増や国民生活の向上等によりまして、砂糖の使用は相当大幅に上まわつておるにかかわらず、まだ五、六十万トン程度にしか砂糖の輸入を認めてない。しかもその砂糖の輸入にあつては、外貨の割当を政府が行つておつて、この外貨の割当が今申します少数の重要製糖会社を中心に割当てられておる。この外貨による砂糖の輸入が非常に好条件で行われるということから、みな外貨割当に非常な政治力を各製糖会社とも発揮いたしまして、この輸入、しかも外貨による輸入の方に非常な力をつけておるのであります。そうして今申しましたような一斤に十円もの利益を獲断しておるというべらぼうな結果が今日横行しておるのであります。

そこで政府は、この状態では当然問題になると考へて、承るところによると、明年度は砂糖の輸入をを一躍百万トン台に引上げようという要請を通じて、大蔵にいたしておるやに承つております。そうなつて参りますと、ここに問題になつて来ますことは、価格の問題、国内糖業の保護助成の問題にこれが影響して参ります。また穀粉、水あめ等の価格にこれが影響して参ります。そうわれ／＼は一応一貫的にも

のを見ておるのであります。この際特に承つておきたいのは、今私が申し上げますように、特別な独占資本の利潤壟断によるべらぼうに法外な高い価格で砂糖が売られておる、その消費者価格をいかなる手段によつて引上げようとするか、これをまづ政府の責任者のお大臣がおりませぬから、政務次官からお伺ひしたい。

○松浦政府委員 ただいまの井上さんの砂糖に關する該博な御知識には私敬意を表しますが、私はまだ詳細を知つておりませんので、政府の輸入計画等につきましては他の政府委員よりお答え申し上げます。

○井上委員 私が質問しておりますのは、砂糖の消費者価格をいかにして引下げるかという一つの政府としての砂糖にたいする対策を要求しておるのであります。輸入計画とかどうとかいうのはその次に参りますから、この価格についてどういふ価格をお考えになりますか、そういうべらぼうな金もうけをしておる会社があつてもしよるうけないとお考えになりますか、これは高いからと下げよう、下げられなければどうしたいと思つておるということとをひとつあなたから聞かなければならない。

○松浦政府委員 ただいま申し上げたように、そのことにつきましてはまだ私はよく聞いておりません。そこで責任のあるお答えは他日の機会にいたしたいと思ひます。

○井上委員 そうすると政治的には答弁できぬとすれば、事務的に当面の責任者である食糧長官は、今私が指摘いたしましたような状況についてどうお考えになつておりますか。

○東畑政府委員 砂糖の消費量は漸次増加をいたしましたけれども、ドル等の資金の不足のために外貨配分をいたしまして砂糖の輸入を制限いたしておることは事実でございます。従いまして若干砂糖がやみ的な価格を形成しておつたものが、漸次需給が緩和すると同時に、統制を徹底いたしました以後価格は月々若干の高騰をいたしておるのでありますが、漸次輸入量を増加いたしまして、前段は下げております。問題は製糖工業の利潤の問題かと考えます。問題は粗糖の価格と精製糖の価格との格差の問題いかんということになると思ひます。われ／＼といたしましては、両者の合理的な調整をはかりまして、適正な利潤に持つて行きたいというところは当然であります。そのため粗糖の輸入をはかつたり精製糖の輸入をはかつたり、根本的には粗糖及び精製糖の免税の点等も検討を行わなければならぬと考えております。漸次輸入量を増加いたしまして、先ほどおつしやいましたように百万トン以上の輸入を計画いたしております。ドル以外のものでございましてはなるだけ自由に入れたらいいという方向で目下考えております。おそらく来年度四月以後は、ドル以外のものはそういう方向に参るのではないかと実は考えております。量の問題と、粗糖と精製糖との間の調整をはかれば、井上さんの御指摘の点も漸次改善されると考えております。

○井上委員 あまりこまかい点について質問しても、あなたの下の方がおらぬようですからわかんないと思ひますが、おおよそでいいですか、おおよその答弁を願ひたい。今お話のように、食糧庁としては来年度大体百万トンの輸入をしたいということで要請をしてい入を。そうなりますと、この輸入によつて現行小売価格はどのくらい下る見当をおつけになつて、そういうことをやられておりますか、これを伺ひたい。

○東畑政府委員 われ／＼としましては、小売価格を極端に下げますこと自体は、ほかの関連産業、そしてまた穀物でありますとか、砂糖代替の産業にも、実は非常に影響いたすのであります。極端な小売価格の引下げは容易になし得ないところでございします。問題は、現在の一斤六十八円程度を中心にして、これが非常に不安定にならぬような形で参つておるかどうか。なおこの中に実は十九四五十銭の消費税がございまして、それを換算いたしましてたところで輸入をいたして参りたい、こういうふうな考えております。

○井上委員 そうすると、百万トン輸入しても、価格の下ることを望むのではなくて、斤六十八円見当で安定さしておきたい、こういう考えのようですが、今日この法案を審議するあなたの立場としましては、そういう考え方を掲つておらぬとぐあい悪くなるうが、しかし現に六十万トンそこ／＼しか輸入してないものを、百万トン入れたら場合、砂糖の市場価格がどういうようになるかというところは、これは常識上おおよそわかることとあります。これは政府が統制しておりますならば別でありますけれども、自由競争の中に放任してある今日、約倍に近い数量のものがかりに入つたとした場合、砂糖市場価格は低落の一途をたどるといふことは大体において想像がつき得る。そこで私が聞きたいのは、問題はてん菜糖の安定についてこの法律案を出して

いる。ところが一方政府は、国内糖については一手買上げの方法によつて安定をはかり奨励をやると言ひながら、一方で莫大な数量の外糖を輸入しようとしてゐる。そうなつて来ると、この予算は狂つて参ります。そこであなたの方へ伺わなければならぬのは、このてん菜糖による一手買上げの予算的処置は、おおよそどのくらい見積つておられ、もし百万トン入れた場合、国内の消費者価格がこへ下つて来るから、従つて来年度の予算において、またその次の予算において、砂糖の価格はこなるから、これだけまた多く見積るということにならなければいけません。下つたら下つたときのことで、その言われるならば、それはまたそのときの話になります。しかし法案を審議するわれ／＼としましては、一応見通しについてお話を承つておかなければいけませんので、もし百万トンの輸入計画が達成をされた場合、国内の消費者価格といふものはこの程度におちつく、そこでこれより多少上まわる価格で買わねばならぬという。これよりというのは、六十八円より多少上まわる価格で買わなければならぬ、こういうことになつて参りますと、そのときにいる所要資金はどうかわつて行くかというところが、ここで一つ問題になります。同時にまたこの砂糖の輸入がてん菜糖に影響するのみならず、今申します通り、澱粉及び水あめに影響して参りますが、これはまた別の法律で何とかする予定でございしますか。これもあらためて承りたい。

先般行われまして臨時的な澱粉の買上げは、法的根拠によつておりません。農林省令によつて多分やられたんじやないかと思ふのであります。そうなりますと、このてん菜糖は法的根拠をもつて価格の安定をはかり、その保護助長をやるが、澱粉やいも作農家は何ら法的根拠を与えておらぬ。たゞいま御質問になりました菜種に対しては対策がない。こういうことになつて参りますが、それらの関係をどういうぐあいに調整をしようとお考えですか。それを承りたい。

○東畑政府委員 まず第一の御質問の予算に関する問題でございしますが、本年度の補正予算で組んでおりますのは、てん菜糖の買上げを一応三万トン見ております。これは北海道のてん菜糖であります。買上げ費は一ビクル当り五十六百円、これは消費税抜きでございします。トンで申しますと九万三千円くらいになると思ひます。それから売却の数量は、本年度中に約一万トンは売れるというふうな考えております。持越しを約二万トン見ております。売却の価格は、一応ただいまのところ時価等をしんしやういたしまして一ビクル当り五十六百円で買うのであります。政府の売却の予定は、予算上は四十六百二十円というのを単価にいたしております。従いましてこの差額は、来年度等において決算の上で赤字が出るということになつておる次第であります。

それから第二の御質問であります澱粉の關係等についての法的根拠いかにという問題であります。井上さんが申されましては、ただいまのところは臨時的措置としていふも解決をいたしておりますので、農林省令等でできるものにつきましては、政令、省令で解決をいたしておるのであります。が、さらに恒久的にそういう価格安定をはかる必要があるということになつて参りますと、われ／＼としても何かそういう根拠法を設けた方がいいと思ひます。来年度の予算からみまして、政府としても重要な農産物の価格安定について目下検討いたしております。かんしよ、ばれいよ等の重要なものに影響のあります澱粉等につきましても、何らかの恒久的な措置を講じたいと思つて、目下検討を進めておる次第でございします。その点ではてん菜糖と同じような考え方で考えておる次第であります。

○井上委員 もう一点、砂糖の問題について伺つておきたいのですが、さつき私が申し上げました通り、この砂糖の輸入にあつたつての外貨割当は、中小製糖への割当よりも大工場に対する割当を重点的に考えてやられておるようであります。われ／＼その内容はよくわかりませんが、御存じの通り、大工場は自由貿易による他の取引が十分できるだけの資産的また取引上の能力を持つておるのであります。あるいはまた外国のいろ／＼な動き等についても情報等を早く知り、また見返りその他の方法によつて取引するとか、いろ／＼な条件をたくさん実力的に持つておるのであります。そういう自由開港場に活動できる資力的背景を持つておる会社に、特に貴重な外貨を、非常な好条件で安く砂糖が輸入できるように多量に割当するといふ行き方は、これは自由貿易の政策が知らぬが、少くとも中小企業の資本力の弱い者を助けて行こうという政治的立場から考えますと、この外貨割当に対してはさらにものと検討を加え、考慮を払ふべき必要がある

うと思ひますが、これらに對して一休  
政務次官及び長官はどうお考えになり  
ますか、この点を一応明確に御答弁願  
ひたい。

○東畑政府委員 外貨割当に問題が二  
つあると思ひます。一つは原料糖の外  
貨割当の問題、一つは精製糖の外貨割  
当の問題であります。井上さんのお  
つしやつたのは主として原料糖の問題  
であらうかと思ひます。統制が解けま  
してから以後、政府は原料糖の外貨配  
分をいたしてあります。それは主とし  
て精製糖工場にいたしてありますため  
に、中小企業等で原料糖を直接使う者  
が、原料をもらえないという非難があ  
ることは私も承知いたしてあります。

たまたま政府で統制いたしてありまし  
たために、従来食糧管理特別会計で相  
当輸入した原料糖を持つてありまし  
た。その持つてありましたものを払下  
げいたしまして、中小企業等で原料糖  
の必要な者の需要をまかなつて来たよ  
うな次第であります。漸次輸入糖は、  
ドル以外のものが割当としましては緩  
和して来る。現にAと申しますか、  
自動承認制といつたようなものもござ  
いますし、その他の地区等につきまし  
ても漸次緩和して参りまして、ドル以  
外のものを自由にしてくるという形で  
これを解決して行きたいというのが現  
在の考え方でありまして、原料糖等の  
需給が相当緩和して参りますと、そう  
いうもの自体、特に中小企業が外貨を  
もらつて入れるというめんどうなこと  
をしなくても解決して行くのじやない  
かということで、実は来年の四月から  
そういうようにしたいというので今立  
案をいたしております。そういうこと  
をいたしますれば、政府が統制をいた

しませずとも解決して行くのではない  
か、こう考へておる次第であります。

○井上委員 次に伺ひたいのは、てん  
菜を生産する農家に對して、栽培に必  
要な経費の一部を國で補助する、こう  
いう方法でやるか、どういう形、どう  
いう方法でやるか。これは農家の補  
助ですが、協同組合対象の補助です  
か。補助の内容及び補助する対象が個  
人が団体を明かに願ひたい。

それから、でき上つたてん菜はこれ  
を政府が買い上げるのか、それともて  
ん菜糖の会社が買い上げるのか、その  
価格は一体どうなつておるか、その点  
を御説明願ひたい。

○清井政府委員 ただいま、てん菜の  
生産者に対する補助その他の施設につ  
いての御質問がございました。本問題  
につきましては、昭和二十六、七兩年  
度におきましては、農家直接のてん菜  
栽培に関する病虫害の防除費といたし  
まして七百五十万円程度を現在支出い  
たしてあるものであります。ところが今  
回本法案が提出されましたにつきま  
して、ただいま井上委員のおつしやつた  
ごとくに、一部の國家助成をいたすこ  
とになつておりますので、この際單に  
病虫害防除のみならず、各般の事項に  
わたつて國家補助を計画いたしまし  
て、もつててん菜の生産につきまし  
てこれを容易ならしめるということをし  
て計画いたしてあります。ただいまこ  
れに必要な奨励措置につきまして、目  
下大蔵省と折衝いたしておる最中であ  
ります。そのおもなもののつきまして  
は、第一はてん菜の優良品種の普及の  
促進であります。これは優良品種の  
一代雜種の利用及び最近輸入された外  
國産品種のようなものを農家に普及

たしたい。こういう趣旨のもので、原  
種圃、採種圃にこれを助成いたしたい  
ということでありまして。第二番目は、  
種子の購入助成であります。これはて  
ん菜原種圃及び採種圃が一般に普及し  
ますまでの間、優良品種を絶えず購入  
をいたしたい、こういう考え方であり  
ます。第三番目は、先ほど申し上げま  
したところの病虫害の防除薬剤の購入  
であります。てん菜の栽培上非常に  
被害の多い虫及び病気につきまして、  
これを徹底的に駆除するための薬剤の  
購入費につきまして助成をいたした  
い、こういうことであります。さらに  
てん菜作の経営改善のために、機械の  
導入あるいはてん菜作の合理化等につ  
きまして予算化をいたしたい、こうい  
ふふうに考へておる次第であります。

そしてこの補助はあるいは組合に、あ  
るいは個人に、それ、その種類によ  
つて違つておるのでありますけれど  
も、大体においてこれは組合を中心と  
いたしまして、組合を通じて個人に補  
助して行くというふうな考え方であり  
ます。

それから次のてん菜の買入れ値段  
の問題についての御質問でございます  
が、この問題につきましては、来年度  
に決定いたしましたのはてん菜を千斤  
当り三千という買入れ価格にきめまし  
て、それからずつと計算をいたしまし  
て、先ほど食糧庁長官から申し上げま  
したてん菜糖の一斤当り五千六百  
円の価格が出たのであります。この  
てん菜糖の買入れ価格につきましては、  
ただいま私より御説明申し上げました  
ところの将来の生産奨励に對する補助  
助成をいたしまして、この買入れ値  
段は少くともこれを維持して行きた

い、こういうふうな考え方によりまし  
て、將來作付面積の拡大なり、あるいは  
反当収量の増大なり、その他の方法に  
よりまして逐次製糖の過程における経  
費を少くして行きたい。あるいは歩ど  
まりの増加等によりまして、原料一キ  
ロ当りの原料費が減少するというよう  
なことも考へられますので、そういう  
な問題によりまして將來の糖価の合理  
化をはかることといたしまして、農家  
から買入れるてん菜につきましては、  
本年の千斤当り三千円という価格はこ  
れを維持するという方向で参りたい、  
こういうふうな考へておる次第であ  
ります。

○井上委員 そうすると千斤当り三千  
円で政府はてん菜を買ひ上げること  
になりますか、これを伺ひたいと思ひ  
ます。

○清井政府委員 ただいまの御質問に  
つきましては、本年度は一千斤当り三  
千円ということに決定いたしてありま  
す。来年度につきましては、この法律が  
通りますればこの法律に基きましてい  
ろいろ決定いたすことになるのであり  
ますが、私どもといたしましては、来年  
度決定いたしました千斤当り三千円と  
いうものは動かしたくない、こういう  
考え方を持つておる次第であります。

○井上委員 それでは提案者に関しま  
すが、この千斤当り三千円でこの法律  
は買ひ上げようというのですか。

○野原委員 この買上げの値段につ  
きましてはいろいろと検討を加え、生産  
者の再生産を可能ならしめるような価  
格で買うことになると思ひますが、買  
いますのはてん菜で買うのではなくて、  
てん菜糖を買う。それを逆算します  
と、ただいま局長の言つたようなこと

になると思ひます。

○井上委員 いま一つ、念のために伺  
つておきますが、北海道におけるてん  
菜を耕作いたしております地方の農家  
が、主として耕作しておりますばれい  
しよ、とうもろこし、大豆、これらの  
反当り収益と今申しますてん菜の反当  
り収益と一体どう違ひますか、これを  
明らかにしてもらひたい。

○清井政府委員 ただいまの御質問で  
ございしますが、これは昭和二十七年産  
の北海道におきますところのばれいし  
よ、大豆、小豆、菜豆等を比較しての  
数字がございしますので、一応それを申  
上げてみたいと思ひます。

この申し上げる数字は、農林統計及び  
その速報による数字でありますことを  
申し上げておきます。ばれいしよに  
つきましては反当を三百二十一貫、十  
貫あたり三百九十三円三十銭と押えま  
して、ばれいしよの反当總収入は一萬  
二千六百二十四円という計算になりま  
す。それから大豆につきましては反当  
収量が八斗六升九合、値段は石当り六  
千九百三十九円と押えまして、大豆の  
反当總収入が六千二百九十九円六十  
銭。小豆につきましては同じく反当収  
量七斗九升四合、石当り一萬二千五百  
五十八円と計算しまして、小豆の反当  
總収入が一萬七百七十一円。菜豆につ  
きましては、同じく反当収量が八斗五  
合、石当り八千六百七十三円と押えま  
して、その反当總収入は六千九百八十  
二円ということになっております。以  
上申し上げましたばれいしよ、大豆、  
小豆、菜豆の平均が大体九千二百円と  
いうことになっておるのであります。  
それに比べまして、てん菜は千斤三千  
円と押えますと、平均反収が二千九百

四十斤という計算になります。さらに  
葉菜によりますところの副収入を加え  
ますと、総収入が九千七百八十八円と  
いうことになるのでありまして、三千  
円の価格は、今申し上げました当該地  
におけるところの競争関係の農作物と  
見合つた三千円程度を適当と考えられ  
たものと考える次第であります。

○井上委員 だいたいの説明を伺いま  
して、私もちよつと納得の行かぬこ  
とがございますが、局地農業について  
は今御説明になりましたような農産物  
が主要農産物として栽培されてお  
りまして、これは病虫害その他の奨励によ  
つて反当九千七百円、約一万円近い収  
入をあげておるわけでありまして、その  
主要農作物の栽培よりも、まだ保護を  
加えていない他の農作物をつくつてお  
る農民は九千円でやつと一ぱい／＼の  
ところにおるわけでありまして、この九  
千円をはるかに下まわつて、これが八  
千円台に下つた、あるいはまだ下ると  
いうのならば、これはまた農民の立場  
からも考えなければなりませんし、国  
内砂糖の自給を向上さすという見地か  
らこれを保護奨励する必要があると思  
ひます。ところが他の農作物の収入と比較  
して、現行においても上まわつておる  
現状にあるのです。これは国会で審議  
をしていくわけ／＼としましては、よ  
ほど検討を要する問題であります。し  
かも農民のつくつたものを直接政府が  
一手に買い上げまして、この製糖会社  
に原料として売り渡すという手を政府  
が講じます場合は、極地農業の保護、  
奨励という意味から、これは一応われ  
れも大いに考慮を要する問題であり  
ます。ところが問題はその次に入つて  
参りまして、この点においては全然極

格的な保障はされてない。てん菜糖を  
買い上げる価格をきめることによつて  
てん菜の価格をきめることができる、  
こういうつもりではじき出しているら  
しいのです。ところが、食糧庁長官は  
御存じでございますが、この間穀  
粉の問題がやかましゅうなりまして、  
穀粉を買い上げましたね。あの穀粉を  
買い上げた結果、農家がどれだけ得を  
していると思ひますか。政府が割出し  
た価格で穀粉を買い上げ、いも十貫当り  
何円になるというものの買上げ価格は  
算定できておりますが、はたして農民  
はあの算定価格で穀粉会社に生いもを  
売つておりますか。問題はそこにあるあ  
らうです。農民の生産したものを完全に  
保障するといふのならば、われ／＼も  
大いに考慮いたします。ところがその  
点はまつたくぼかしてしまつて、そし  
て会社に売り渡して、会社がつくつた  
ものを今度政府が市場価格よりもはる  
かに高い価格で買う。ここに問題があ  
る、しかも買おうとする北海道のてん  
菜糖会社は個人の営利会社です。これ  
が北海道の局地農業のてん菜だけを原  
料にして、てん菜だけで立つている会  
社であるといふことならば、その会社  
がなければ、結局てん菜はつくれない  
ことになりまして、そういう形にお  
いては一応私どもは承知いたします。  
しかしこの会社はてん菜だけではなし  
に、別に粗糖から精糖をつくつてい  
る製糖会社ではありませんか。そういう  
個人の営利会社で、しかも巨大な利益  
の予想される、また株価はものすごく  
高い値を呼んでいる会社で、どうい  
う理由でそういうことをせよならぬの  
でしようか。問題は私はそこにあるう  
と思ふ。農民から買い上げます場合、

この値を下げられたんでは農民として  
は困るから、ここで政府が多少損をし  
ても保障してあげなければいけぬとい  
うのならば、私はわかる。その面は何  
ら法的規定もなし、政府またその考え  
を持つておらず、農民が売り渡して、  
会社がつくつた砂糖を外国から輸入し  
て高い関税を払つた砂糖よりもなお高  
い価格でわれ／＼は現実に買わなけれ  
ばならぬ、買わされるんです。政府は  
売らぬといつても、別に国庫負担によ  
つてその赤字を埋めて行くんです。現  
実にわが国において市場価格よりも高い価格  
で買わされることになるんです。とに  
かくこれは野原さん、あなたにしても  
農林政務次官もやり、農林委員も長い  
ことやられて、よくおわかりでござい  
ます。よつと何となくぼかしてしまつて、遺憾な  
がら私どもは賛成したい。だから農  
民のつくつたてん菜を千斤当り三千円  
で買い上げといふ保障の法律ならば私  
ども大いに賛成いたしましう。しか  
し個人の営利を目的にし、しかも現実  
に五十円株が三百何十円もしている会  
社に対して、何ゆゑにそういう法的措  
置を講ずる必要があるか、ここに  
私はこの法律の非常なややこしい点が  
あると見てゐる。その点をさういふ  
うに直すお考えが提案者にあります  
か、これを一応承りたい。

○野原委員 この法律をよく見ていた  
だけば、井上委員が心配されるような  
点がほとんどないといふことを御了承  
願ふと思ふのです。第四條において  
政府は「てん菜糖の製造を業とする者  
からてん菜糖の買入をすることができ  
る。」となつており、第五條におきま  
しては「当該生産年において農林大臣が  
定める価格を下らない価格で生産者か  
ら買入れたてん菜を原料として製造さ  
れたものであつて政令で定めるもの  
に限る。」とはつきりしてあります。そ  
こに「前項の最低生産者価格は、政令  
で定めるところにより算出される価格  
を基準とし、物価その他経済事情を参  
照して決定する。第一項の最低生産  
者価格は、生産年の四月末日までに告  
示する。第一項の最低生産者価格は、  
経済事情の變動が著しい場合には、こ  
れに改定することができる。」といふ  
うにありますが、また第六條には「てん  
菜につき定められる前条の最低生産者  
価格にてん菜の買入並びにてん菜糖の  
製造及び売渡に關する費用を加えて得  
た基準として農林大臣が定める。」とご  
ざいます。また第七條におきまして  
は「製造業者に対し、業務及び財産の  
状況に關し、必要な報告を求め、又は  
その職員に製造業者の製造場、事務  
所、事業場又は倉庫に立ち入らせ、帳  
簿書類その他業務に關係のある物件を  
検査させることができる。」また「前項  
の規定により立ち入る検査をする職員は、  
その身分を証する証書を携帯し、関係  
人の要求があるときは、これを呈示し  
なければならぬ。」などといふ／＼と  
ございます。要するにこの法案の内容を  
ごらんにいただければわかりますが、形に  
おいては製造業者からてん菜糖を買  
うのでありますけれども、實質はあくま  
でも北海道において寒冷農業に携わつ  
てゐる七万の農家を対象とし、その農  
民の保護を目的としてゐることは、こ  
の一連の無味乾燥な法律の条文でさえ  
もきわめて明白であると私は思いま  
す。その点におきましては、われ／＼  
の意図するものが決して一製造業者を

保護しようというふうな考えでないこ  
とはおわかりであらうと思ふのであり  
ます。ただ、ただいま井上さんの御指  
摘になつたような御心配に對しまして  
は、事務當局つまり農林大臣が十分そ  
の責任を負ふことによつてまじめに監  
査をし、この法律に定められたことを  
行政責任者として忠実にやつていた  
くといふことによりまして、井上さん  
の御主張が十分実現できるのではない  
かといふふうに考えますので、これは  
決して一製造業者の利益を守つてや  
るということではなく、真に北海道農民  
の立場を考へてやらなければならぬと  
いうことで出發してゐるものであると  
いうふうに、御了承願ひたいのであり  
ます。また昨年食糧特別会計によつて  
買上げの措置を講じましたけれども、  
これは北海道のこの仕事をやつてゐる  
農民にいたしますれば、一年限りの臨  
時の措置といふことではどうも心配で  
ならない、やはりはつきりした法律の  
定めるところによつて、北海道農業を  
何らの不安なく、今後ますます進歩す  
るであらう畜農業あるいは畜産、酪  
農といふ問題もあわせて、この問  
題が安心してやれるようにしなければ  
ならぬ、といふことで、それが第四條  
から第七條までにはつきりしてありま  
すので、その点御了承いただきまし  
て、この際は御賛同をいただきたいと  
思ひます。

○井上委員 立場が違ふので、はなは  
だ残念ながら……てん菜糖の価格を  
農林大臣が定めるにあつて、生産者  
価格をどう算定するかによつて生産者  
価格も安定する。結局買い上げる結果  
になるのじやないかとあなたは説明し  
ておるわけであるが、そこに問題があ

る。てん菜糖の価格を何ぼにきめるかというところに問題があるのです。これが営利会社でない場合は問題はありません。ところが営利会社としててん菜以外の製糖事業を別にやつておる。この会社は外国原料を買い入れて製糖業を別にやつておるんです。その会社がもしその方で大きな損害を起して会社全体がえらいことになつた——そんなことはないと思ふるかもわかりませんが、そういう事態が起きたときに、こちらは政府が価格をきめて買い上げてくれるのだから、少しその方面にうまく運動さえすれば一斤で二円や三円高く買つてもらうことは何でもないと考えられるのです。その問題は逆算されて来ますから、そこに問題があると思うのです。自由党内閣のやつておることだから営利会社を助けるということはしようがないが、少くともわれわれ国民の貴重な税金がまわりまわつて使われることになる。使われる場合にそういう不明朗な法案の内容というものは、もうすこし検討すべきではないかと思う。だからそんなまわりくどいことにせず、てん菜生産者の生産したてん菜は千斤当り三千円で買い上げる、あるいはそのときの相場に生産費を参酌して買い上げるとはつきり何で一条入れておきませんか。どういふわけでそれを入れるのを考慮するのです。

するとしても、それを加工させるのはただいまのところその会社にやらすはかはない。そういう会社をつくらんとすると、設備をするためには最小限度十、五億の金がかかる。今政府がこれをつくる以外に北海道に持つて行つてたれか——井上さんの方でも御心配になれば別ですが、おそろくそういう工場をつくる方もなからうと思ひます。そういう点からみましても、結局てん菜そのものを買いましても、加工するのは委託しなければならぬ。そうするとただいま申し上げましたような心配がまた起つて参つて、政府が買つておいたのだから、ほかにも加工する力がないじやないか、どうせおれのところに来るのだから、ひとつ思い切りうんとひつぱたいしてしまえ——と、とてもそんな値段では私は買ひかねますと言われた場合には、一体どうなるかというところまでちよつと考へてくださると、井上さんはすぐれた政治家でありますからよく様子が変わると思ひますが、結局問題は解決しないと私は思ふ。そこで井上さんはさつきからこの条文を見ての御質問かどうか、実は私はさつきからちよい／＼書類などまわされたのを見まして、失礼ですが、あるいはごらんになつてなかつたのではないかと思ふのであります。実はこれを見ますと、結局問題は会社の利益を守るといふ意図でないこととは、先ほどはつきり申し上げた通りであります。なおその会社がもし万が一にも利益の壟断をする、一独占企業なるを奇貨として、かつてなことをするようになつておきますれば、その際においては、政府は農林大臣の責任におきまして第五条から第七条までの条

文によりまして、十分これに対する嚴重なる監査をなし、あるいはまた買入の価格その他におきましても、そのすべてが政府に決定権があるのです。会社側にあるのではないのです。すべて行政庁たる農林省が行うのでありますから、ただいま御心配くださったようなことに対しては、結局心配ないのではないか。問題は政府の行政責任においてその結果を御判断いただきまして——もちろん十分御干渉いただき、政府の今後やることに對ししては、われわれといえどもこれは十分監査しなければなりません、この点につきましては、やはり第四条から第七条までに示されたようなことを忠実に政府にやつてもらふということでは北海道のてん菜問題に對する——これが最善とは言えないまでも、まず／＼この程度で今のところはやむを得ないではないかというところに御了承をいただきたいとお願ひするわけであります。

ましたように、一ピクル五千六百円で買い上げようという、ところがこの五千六百円というのは現在の市価から比べますならば約一千四百高い。外国輸入の砂糖よりも一千四百高いですね。どういふわけでこれを高く買わなければならぬのですか、そこに問題がある。一千四百高く買つてやらなければこの会社の採算が合わないとおつこやるのですか。

○野原委員 われ／＼は会社の採算が合うとか合わないといふことは全然考へておりません。問題は北海道のてん菜をつくつておる農民が立つたたぬたいのであります。たま／＼製造した会社は、忠実に製糖業者としての運営をしてやることはつこうだと思ひます。そうしてほしいと思ひます。

また先ほど来この会社が他の外糖を買つて精糖をしていられるとお話でありましたが、その通りかもしれません。しかし北海道の分は北海道としてこれは北海道のてん菜を原料として採糖をやつておるわけであり、他の方面で利潤が上り、あるいはその他のことがあつてうまく行つておると思ひますけれども、ほかの方の関係を一応抜きにいたしまして、ただいまのところはあくまでも北海道の農民、北海道農業といふものを対象としてわれ／＼は考えたい。問題をあえてはかに及ぼして複雑に考へたところで問題の解決にはならないと思ふ。そういう点につきましては、行政庁の責任において十分措置する幅のある法律であります。これは当然農林大臣が責任上やるのであります。でありますから立法の措置として

ては、ただいま申し上げましたようなことで、この法律の望むところは寒冷地北海道の農業振興といふものに十分役立つものであるといふ意図のもとに考へておるので、その会社が立つた立たぬとか、もうかる、もうからないとかいふことは第二次的の問題であるといふふうには考へております。

○井上委員 くだいようですけれども……、あなたも北海道のてん菜生産農民を保護して行きたいという考へ方なら、はつきりてん菜の生産者価格をきめて、その生産品を買い上げるといふ規定をここにきめたいではないですか。製糖の価格をきめる場合に、当然生産費が問題になつて来る、あなたは問題にならぬとおつしやるが、これは独占企業であるがゆゑに、やはりその価格は会社が今年なんぼに買ひたといふことを主張するウェイトの方が弱いのです。役人が少々言つてみたところで、会社の経理内容といふものはそんなに簡単にわかるものじやありません。また無理に買おうと思へば買えるような原価計算を出して来ます。だから会社の経営のいかに常に生産者価格は左右されて来ます。少くともこの法律が北海道のてん菜農民を保護助長するための法律であるといふ自信を持つてあなたが言うならば一条こにはつきり明記して、生産されたてん菜は、生産費を償ふ価格で政府がこれを買い上げる、ちよい／＼の価格をきめまして、政府が一手に買い上げるのと同じように、生産費を基礎にして算定して買い上げる、そういう一条をはつきり入れておきさへすれば、私が今あなたに質問をしてゐる疑問は解けるじやありませんか。

○野原委員 ただいまの井上さんのことは、内容的にはここにはつきりしておるのではありません。つまり一条入れるも入れないもない。第五条におきまして「生産者から買入れたん菜を原料として製造されたものであつて政令で定められたものに限り」というふうにはつきりあります。第六条には「てん菜につき定められる前条の最低生産者価格にてん菜の買入並びにてん菜糖の製造及び売渡に關する費用を加えて得た額を基準として農林大臣が定める」とありますので、てん菜をこれ／＼で買つて製造するの、これだけ以上かけてはならない、また販売の経費等もこれ以内で売渡しができるようにというふうなことをすつかり加えまして、そういうものを計算してそれを基準として、その範囲内で農林大臣がきめるというのであります。行政的な扱い方としては先ほども改良局長から答弁しましたようなことで行くわけだと私は思うのであります。こまかなことはわかりませんが、てん菜の買入れというふうなことに限つては、当然あなたの御指摘になりましたようなことを十分考へておる。ただそれ一つずつ切つてしまつて、てん菜そのもので買つてしまつて、一条を設けて買う。これを政府が倉庫に入れておいて、今度は会社の方へさあお買いなさいというように、同じ一つの流れ作業で行く仕事を途中で切つてしまつてやるといふことが實際問題として——法律に書くことは簡単でしょう。しかし現実の問題としては容易でない問題じやないか。結局そのことは第七条を十分生かすことによつて、主務大臣の責任においてこれをやらせることがよろしいの

ではないかというふうに考えます。ですからただいま井上さんのおつしやいましてたような御心配の筋はいろいろ考へて立法がされておるといふふうには御了承いたしたいと思ひます。その点につきましては、はつきり一条設けるところで、さつき申し上げましたやうなこともございましてこの点はひとつこの第七条を十分尊重して行くというところで、ただいまの御注意に對しましては、おそらく政府も責任を持つてやるといふふうに了解をお願いしたいのであります。

○井上委員 そのところはあなたもさういふつもりでおられますから、問題は明文化するかしんかの問題であらうと思ひます。ただここで問題になつて来ますのは、生産者価格を何ぼにきめるか。それからでき上りました製糖を何ぼで政府が買い上げるか。これがさきにお話のように、一ピクル五千六百円で買い上げる予定だというお話であります。これは現在あの会社としてはこの値で買い上げなければ採算が合わないという価格でございまして、これを伺ひたい。

○東畑政府委員 五千六百円と申し上げましたのは、実は予算ではさういふことにはなりましたが、現実にはさういふ五千五百七十円でございまして、いろいろ御議論もあつたのでございまして、てん菜糖の価格をきめます前にてん菜の価格が本年の四月にすぎましては三千円というのを発表いたしました。この法案にも書いてありますやうに、三千円で買うものから出た精製糖価格であります。そこで三千円を原

価におきまして、あとは原価計算の問題であります。独占会社でありますので、普通ならば一社で買う場合は利潤といふものを見るのでありますが、私の方の計としましては、利潤といふものを見ません。それでは費用を儲かうかという御質問でございまして、これは時と場合によりまして、もちろん一社から資料をとりまして、十分原価を見るのでありますけれども、それでは企業の合理的な面が抜けまゐりますので、てん菜糖ではない他の精製糖の工場等の原価計算を参照いたしましてこれをやる

ことが筋であると思ひます。この法律が通りまして上は、必ずしも償却するといふことは政府としては言明できないと思ひます。他の会社等で参照になるやうな費用等もしんじやくいたした場合は、それを原価に織り込むのです。従つてそれだけは合理化をしていただく必要が起つて来ると考えます。今日の五千五百七十円にきまりましたのは、昨年と比べましても決して高いものではないのであります。私の方では検討を重ねまして、相当きつた価格を突は一方的にきめておるやうな実情でございまして、会社等から資料をもつたものとは、非常に違つておるといふことだけを申し上げておきます。

○井上委員 最後に一点伺つておきます。さつきもちよつと申し上げました通り、このてん菜に対する保護助長の法的な処置は、当然今日経済的ないろいろな圧迫のもとに立ち行くことのでき得ない他の農産物と関連して考えなければなりません。そこでさつきから問題になつております茶種、穀類、粉、いもあめの対策、これがまたかんしよに及ぼす影響、だからかんしよの

支持価格、茶種の支持価格、鯨油の支持価格、あるいは柑橘類に対する支持価格、さらにまた局地的な特産物がそれぞれございまして、これがいずれも採算の合わない生産費に下りました場合は、政府はこれらの農産物に對して支持価格をきめ、國家保護、助成をする意思があらうか。これにあらゆるものが右へならえとなつて、必ず第二、第三の振興助成法が出て参ることは当然であります。さうなりました場合、それらの各農産物に對する価格の支持を目的にした予算的、法的処置を政府はどうお考えになつておられますか。当然これが一つの突破点となつて、必ず現われて来ると予想せねばなりません。その場合北海道のてん菜糖だけが別個だといふわけには、国の政治としては参りません。これがさういふ処置をとられまして場合は、当然茶種油に對しても、かんしよに對しても、あるいは柑橘類に對しても、蔬菜類に對しても、必要な法的、予算的処置がとられなければならぬことになるだらうと思ひますが、さういふことを、政府としては今後十分検討して対策を講じようとお考えになりますか、これを私は伺つておきたいと思ひます。

○東畑政府委員 大分大きな御質問でありますから、私からお答え申し上げます。のはいかがかと思つておりますが、政府がいたしましては、これは個々の農産物について考へてみる必要があるのではないかと。その農産物の農業経済上における重要さといふものが非常に違ひますし、また個々の農産物によつて、管理します場合における難易といふ点もございまして、一つ／＼の農産物について検討してゐることを必

要とすると思ひます。同時にこのてん菜糖のごとく、価格支持をいたしますと同時に、生産増強をはかるという意圖を明らかに持つてゐる農産物もありません。あるいは生産増強といふことを言わないで、価格支持だけをやる農産物もありません。さういふ点で個々によつて非常に違ひますので、一つ／＼の農産物につきまして、その重要度を考へて行く必要があるのではないかと、さういふように私は考へております。

○井上委員 大事な質問のときに政府委員が一人もおらぬといふのはけしからぬ。政務次官はどこへ行つたのですか。それではこれ以上私は質問いたしません。保留しておきます。大臣あるいは政務次官が来たら、この問題で質問します。

○坂田委員長 政府委員はただいま参ります。

○足鹿委員 井上さんからてん菜糖の問題については微に入り細にわたつて御質問がございましたので、私は省略したいと思ひますが、この法案から受ける印象は、政府の無謀な砂糖政策の犠牲になつた北海道農民に對する救済と申しますか、保護と申しますか、さういふ印象を私どもは非常に弱く受けるのであります。このてん菜糖に代表されるやうなことは、局地における畑作物といふ点に非常に私は問題があると見ております。元來政府の施策を見ておりますと、いわゆる水田等につきましては、遅ればせながらいろいろ立法化が行われておるが、いわゆる畑地農業といふものに対して系統的な、そして一貫した政策がない。特にこの畑地農業から生産される農産物は、國際的な關係が非常に強い。従つて政府の施策

が一度当を失しました場合には、その受ける打撃がきわめて深刻である。こういうことが概念的に見て私は言い得ると思うのであります。その一つの事例として、先年来政府が砂糖政策をやまつて、内地の農作を圧迫し、北海道のばれいしよ作を非常なる窮地に陥れた。それと同時に北海道のてん菜農業に対して、致命的な打撃を与えたのであります。これは北海道のみならず、九州なり、あるいは四国、中国の一部地帯における白砂糖工業に対しては、非常な深刻な打撃を与えたことは、政府は御存じのことだと思ひますが、この問題に關連して、問題はきわめて局地的であります。てん菜糖の問題を取上げる以上は、当然政府の砂糖政策の犠牲になつた、いわゆる四国、九州、あるいは中国地方におけるところの白砂糖工業というものの対して、私は当然一貫したところの施策が講じられなければならぬという印象を強く持つのであります。特に申し上げたいことは、この白下工業は、大会社が大きな施設をもつて工業をやつておるのではない。農家あるいは部落組合、あるいは協同組合がわずかな資本を持ち寄つて白下砂糖工業をやつておる事実、先刻御存じの通りである。それに對しては何ら救済の手が伸びていないということは、私はこの問題と關連して非常に重大な問題だと思ふ。その点について政府はこの法案がかりに成立した場合において南國地帯におけるところの白下砂糖工業に對して、いかような保護ないしは助成についてのお考えを持つておいでになりますかというのを、特に私はお伺ひいたしておきたいと思ひます。

それからこの法案を見ますと、いわゆる当該地方行政が一つの生産計画というものを立てる。その立てたものに對して、農林大臣が判断をして、生産振興のための補助金を交付する、こういう構想のようでありまして、これは一種の農家の自家調整である。いわゆる官價的な、天くだりのな作付規制ではなくして、これを逆に農家の立てたものを地方行政がやる。その地方行政の妥当と認められたものを農林大臣が審査して、一つの生産奨励金を流して行くというところは、とりあえず自治統制である作付に対するところの一つの調整をお認めになつたことになる意味において私はこの法案の重大な意義があると見ております。私は井上さんと編点をかえまして、生産農民が市場変動や、あるいは國際生産物の流通状態等、いろいろの点を予測して、たとえば政府がやつておる農業監製制というものを一つの考えかたにおきまして、農家あるいは協同組合、または地方の行政が一つの作付の自主的な調整を講じ、そうしてそれに必要な施策を政府に對して要望し、その裏づけとしての予算の必要が生じたときには、これを拒否する何らの理由もないと思ふ。その点について政府の所見はいかがでありますか、この点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○東畑政府委員 第一の御質問の白下糖の問題であります。この法案に実は關係なしに砂糖の輸入量がだんだんと緩和いたしまして、価格が下落をいたしました上に、砂糖不足によつて非常に増加いたしました南國地帯のかんしよ糖が打撃をこうむつたようなことは、私も認めざるを得ないのであります。しかしこれに關連をいたします中小企業の問題が実は相當ございまして、これに急激な変化を与えますことはどうかと思ひまして、私どもの方でも原料糖を政府で持つておりますので、こういう中小企業保護のために隨意契約等をして、わずかでございまして、時々必要に応じて下づけをいたしまして、この企業の維持をはかりつたものであります。根本的に申しますと、なお消費税等において実は相當考慮いたしまして、価格そのものがそう下落をしないということををはかることが必要であり、もちろん砂糖そのものはまた別途の必要性もございまして、砂糖生産農家だけを中心に消費者価格を上げるわけにも参りません。彼ら此調整をいたしまして適當のところにしておつて、それ以上急激な下落をさせるといふことは、今のところ実は考えていないような次第でございまして、

○清井政府委員 第二の御質問は、作付計画について統制的なことをすることになるのではないかと御趣旨のお話のように伺つたのでありますが、本法案におきましては、てん菜糖の問題につきましては、てん菜の局地的な問題というふうな観点から本法案が成立いたしておるのであります。私どもといたしまして、こういうた方式をさうに他の作物等について及ぼすという問題につきましては、畑作物のそれぞれの物資の特性に應じて、ただいま足鹿委員のおつしたような問題に對しては考へておるのであります。てん菜糖につきましてとりました措置が、ただちにほかの畑作物に及ぶ前提であるというふうには考へていないのであります。それ〴〵の必要に應じ、それぞれの物資の特性に應じまして、これを考へて行かなければならぬと考へてゐる次第であります。

○足鹿委員 それ〴〵の農作物の特性に應じて考へるべきであるということは一応ごもつともだと思ひます。しかしこの法律をすべてに適用するわけではありませんが、私はあえてそのことは申しませんが、一つのこういう基準が、少くとも國の立法として通過いたしました場合には、てん菜糖といふ一つの作物に對してこういう措置がとられたということも、これは當然國の施策の一つなのであります。従いまして立法的な措置や、いろいろな点は別といたしまして、政府の指導方針としてでも、當然こういう作付規制、作付調整というふうな農民の自主的な、いわゆる調整の自衛手段に對して政府は一応これに共鳴されることは間違いないと思ふ。これは反對ではない。そうしますと、指導方針として、そういう方針を他の個々の農作物の問題に對しても、必然的にとおりにならざるを得ないだらうといふことを私は聞いておるのであつて、とられる意見がありますか、とられぬのであります。その点がはつきりすればよろしいのであります。

○清井政府委員 ただいまのお話の点はごもつともな点があるのでございまして、他の農産物については、普通種子の計画あるいは原種計画、そういうものをそれ〴〵生産者の方が相互に相談をいたしまして、適當に作付の計画を立てる。それに対して國が補助をいたしておるのは他の作物においても現にございまして、それを予算化しておるものもあるわけでございます。が、一般的な問題としていたしまして、特に生産過剰のことが問題になるような作物について、個々の生産者がお互いに作付の問題について計画して相談し合うということは、趣旨としては別に問題はないことだと思ひますけれども、それについて國家で助成するとかいふ問題については、いろいろの場合を考へて、適當と思ひました場合においては措置を講じなければならぬと思ひますが、ただいまのところは種子計画程度以上のものについては考へていない次第でございまして、

○足鹿委員 どうも清井さんの御答弁では不満足であります。これは大きな問題だと思ひますので、この法案とは直接關係がありませんから、また別の機会にさらにこの法案の成否いかんにかかわらずお尋ねを申し上げます。今日は保留をしておきます。

これに關連して先刻中馬場委員から菜種油脂の問題について御質疑がありました。しかし大藏當局と折衝しておるといふきわめて簡単な當局の御答弁でありましたので、東畑長官にもう少し具体的にお伺ひいたしたいのであります。

まず第一の問題は、最近の菜種の滞貨の狀態は百万俵と言われておるのであります。政府は菜種の滞貨状況についてどう御調査になつておりますか、それをお伺ひいたしたい。

○東畑政府委員 ひとつ率直に申し上げさせていただきますと思ひます。菜種の価格支持の問題につきましては、二十八年度予算からこれを実行すべく事務當局としてはいろいろ努力をいたしておりますし、また努力いたしてお

つたのでありますが、本年度の菜種がどうなつておるかということについて、いろいろ前から心配しておつたのであります。最近の機会までは相当市場で売られておつて、その滞貨はないというふうに聞いておつたのであります。ところが、ごく最近に百万俵程度の滞貨があるという陳情を突は受けたのであります。私自身実は驚きまして、目下どの程度の滞貨があるか調査しておるのであります。まだ政府としての確かな資料を持つておりませんが、数集合せて約百万俵の滞貨があるということを開いておる次第であります。

○足鹿委員　そうしますと、大体百万俵程度の滞貨があるということはお認めになつておられますが、その滞貨ができたために非常に関係者が困つておる。搾油業者はもちろんのこと、農民あるいは農業協同組合が非常に困つておる。またその他の関係者が困つておるといふことは事実のようであります。この滞貨の原因というものは、たとえばその関係者が市況の判断を誤つたための滞貨とお考えになりますか。

それとも大豆その他の輸入の状態であるとか、菜種油の輸出が思ひよりなかつたというふうな点に原因があるとお考えになつておられますか。これは政府としてこの問題に対処される考え方の基礎になると私は思うのであります。が、ああいうふうな滞貨並びに菜種及び菜種油が値下りになつた原因について、長官はどういうふうな御判断になつておられますか。その点をお伺いしたい。

○東畑政府委員　根本は油類そのものが相当国際的にも値が低くて、日本自体におきましては相当多量にできてお

るといふことが根本だと思ひます。従いまして油脂そのものの需要が生産に比較して適正でない。その原因はまた国際価格が安いということだと思ひます。その一環におきまして、日本の菜種生産費の経費が他の農産物に比べてそう安くはないために、原料高、製品安という一つの形が油脂に現われて来ておる。そういう危険なものなのであります。それが一応農民の希望する価格である程度は売れておつたのであります。ある程度に参りますと急激に需要が減つて参りまして、思うように上らない、つまり下落して来たというのが現状であります。従ひましてこの原因はいろいろな要素から来ておりますが、油脂界といひますか、油脂事情が一番大きな原因である、こういうふうにお考えになりますか。

○足鹿委員　油脂事情が値下りなり滞貨をもたらしただけの原因だということ、いま一つは菜種の生産費が、国際的なこの種の原料費とつり合ひがとれないという二つの原因に大体制約されたやうであります。菜種の国内における生産費から割出した、大体の受当適正と思はれる価格は、食糧庁ではいかうにお考えになつておられますか。農林省がことしの菜種の集荷の当初において各地に保管を派遣して、本年の菜種問題については政府も相当強力な御指導をなさつておるとは事実であります。そのときを示されたいろいろな事情等も間接的に聞いておりますが、最近の政府のお見込みとは相当狂つておるやうに思ひますけれども、大体昭和二十七年産の菜種の一俵当りの生産費を算う価格を、どの辺に線を引いてお考えになつておられますか。そ

の点もし伺えたらお願いしたいと思ひます。

○東畑政府委員　私に対する御質問であります。実は率直に申し上げまして、菜種の生産費の計算は、米麦と同じやうになか／＼むずかしいのでございします。本年の春のこと、正確な記憶はございせんが、たしか私が言ひましたのは三千二、三百円であらうか、こういうことを突は申したことを記憶いたしておられます。現実の生産費を農林省としてどう見ておられますか。な／＼むずかしい問題で、私としてはその当時たしか三千二、三百円ということをおし上げたやうに記憶いたしておられます。

○足鹿委員　生産費の問題はそういうふうにお考えになつておつたということですが、最近の状況と比へますと、非常に問題が起るのではありませんか。とにもかくにも非常に滞貨が多くて、生産油の価格変動が非常にきびしいということことは事実であります。これに対して、先刻の御答弁によりまして、大蔵省との折衝を始めておるといふことではあります。当面の本年産の菜種あるいは菜種油の問題について折衝をしておいでになるのであります。来年度の予算をお考えになつて、来年度の問題について交渉をしておいでになるのであります。折衝の大体の講想についてもう少しお伺いしたいのであります。

○東畑政府委員　実は農林省としましては来年の問題として考えまして、来年度予算並びに制度を検討しておつたのでございします。その後ごく最近に至りまして、百万俵程度の滞貨があつて、これを救済すること自体が、農民

に対する非常に大きな影響になると盛んに陳情を受けたのであります。當時もう補正予算は議会で提出いたしておりました。本年度の補正予算にはそういうことは考慮しておらないのであります。ただ食糧会計でございします。予備費がございまして、そういうことでございまいかと思ひます。政府としてそういう目を設定いたしますれば、これは不可能ではありませぬので、本年度の問題として解決することが必要とあれば、これを解決すること不可能ではないわけでありまして、従ひましてそういう問題にからみまして大蔵省と話し合ひをしておるやうな次第であります。

○足鹿委員　政府としては半ば必要とお認めになつたから大蔵省と折衝を開始しておるものと解釈いたしますが、緊急の措置として、本年産のものを対して、政府としては緊急措置を講じたい、こういう意図を持つて大蔵省と交渉をしておいでになる、そういうふうな解釈によつてよろしいのであります。わ／＼これは非常に及ぼす影響が深刻なものがあるやうに伺つておりますが、その点もう少し、できうるならば最大限までお話願ひたい。そうして関係方面に安心をさしていただきたいと思ひます。

○東畑政府委員　非常に影響の大きい問題でありますので、それ以上は私としてもまだ申し上げる段階でございしません。何か解決の方法はないものかと努力いたしております。こういうことでございまして、それ以上はひと／＼かんべん願ひたいと思ひます。

○足鹿委員　東畑さんはいつもそういう表現でお逃げになります。とにも

かくにもこの問題は緊急を要します。そういうジグザグしたことをお考えになつて時期を失はれますと、先刻問題になつておりましたやうに、ことしの澱粉問題は農民を利益せしめたか、澱粉業者を利益せしめたかという問題が起る。あなたの方のおやりになることをとやかく批判をし、そうして攻撃をするという立場ではなしに、もう少し機動性を物事に対して發揮していただかないと、せつ／＼の施策が死んでしまひます。澱粉がいい証拠ではあります。せつ／＼澱粉に對するとこ

ろの千八百五十円の買入れ価格がきめられたときには、いもはもう農家の手を離れておる。従つてその結果は、農民を救わなければならぬはずの措置が澱粉業者に重点がかかる。そしてその結果としては、政府自体の施策が批判の対戦にならざるを得ないのであります。それから、この菜種の問題等についても、問題がこま／＼来て明らかになつておる以上は、すみやかに機敏におやりを願ひなければ、これはまた死んでしまひます。今農家は来年度の菜種を裏作にあるいは表作に、――畑の場合は表作であります。再植して行く最中でありまして。従つて政府がどういう考え方を持つておるかということによつては、農家の作付計画に重大な影響が来る。その時期をまた半月も一月も延べられたら意味をなしません。そこを私は言つておるのです。でありますから、もう少し機敏にやつていただきたいと思ひますが、ひとつ敏速にやつていただけますか。えらいだめを詰めるやうですが、もう少しその点について御決意を表明願ひたいと思ひます。

○東畑政府委員 御意見は十分わかるのでありますけれども、結論が出ておりませんので、申しにくいのであります。結論さえ政府で御決定になりますれば一週千里にやります。

○足鹿委員 その結論が出ないという事は、大蔵省の態度がまだ決定しないので結論が出ない、こういう意味で

すか。農林省もへつり腰でお当りになつておるようなことでは、これはなか／＼片がつかぬと思うのです。相当確信のあるような言葉もあつたようでありまして、その問題はある一つの方途を講じたいという気持でもつて大蔵省と折衝しておるが、まだ問題が解決しておらぬ、こういうふうな解釈をしていいのですか。これは早くやつてもらわないと役に立たぬですよ。

○東畑政府委員 来年度の予算等からみまして、本年度予算につきましても、米の供出その他が成績がいいものでありますから、資金そのものが非常に多いわけでありまして、従いましてそういう問題からみまして、問題は菜種作を安定し、現実の問題を解決する方法として、買うにしましても買う時期をいつにするか、あるいは方法をどうするか、価格をどうするかという技術問題について、農林省としての決心がつかないことには、実に強い交渉もできないものであります。政府としてまだ決定してないものであります。この決定ができませんれば、大蔵省との交渉もつと事務的に進めたい、こういうふうな考えであります。

○足鹿委員 それはいつごろになるお見込みですか。まだ農林省自体が腹がきまつておらぬようなお話でありますか、これ以外にまだ御研究になる余地

があるのですか。来年度の予算も本年中に内示もあるやに仄聞しておりますが、大体そのころに対策がきまつて行くのだ、そういうふうな解釈していいのですか。別な機会に詳しく聞いてもいいのですが、せつかくの機会ですからお伺いしておきます。

○東畑政府委員 率直に申し上げますと、本年度予算におきます補正予算は、資金的に非常に苦しいのであります。従いまして新しい品目についてこれを買うという場合に、相当慎重な検討をいたしませんと、金が足らなくなる危険性が非常に多いのであります。従いまして、ものを買う時期は遅れさせて、買うという事を政府がきめて、その金利、倉敷等を見ますれば、一向にさしつかえないのでありますから、従いましてその引渡しのところを十分検討いたしまして、現実には菜種の価格が安定し、油脂が安定し、農協そのものが不安がなければいいのであります。そういう技術問題をきめました上で解決したいと思つておるのであります。従いまして資金が足りないということがわかつておつてこれを買うという事は、無謀でありますので、その点を慎重に検討した上で決定したい、こういうのが真相でございます。

○足鹿委員 大体気持はわかりましたので、これ以上お伺いすることは本日は差控えたいと思つておきます。さしあつたの大体の構想については承りました。その構想としては滞貨を処理するという大体的方向によつてお考えになつておるようでありまして、それはあくまでも当面の対策であります。来年度におきまして、できたものに對するところの対策にすぎない。従つて將

来の大体的見通しについてこの際伺つておきたいと思つておきます。来年度における油脂関係について、政府としてはどういう見通しを持っておいでになりますか。最近伝え聞くところによりまして、ブラジルから大豆が非常に安く入つて来てる。しかもその品質が相当優秀であつて、業者関係は、内地産のものを使うよりも搾油度が非常に良好である。またその他の大豆を原料とする加工品をつくつて行く場合にも、内地産のものを使つたよりも有利である。この問題を非常に心配しておる向きもあつて、そういう点について、油脂関係の需給の見通しをどういうふうにお考えになつておられますか。これは先刻もちよと申し上げましたが、政府が予定しておられたか、どなたが予定しておられたか存じませんが、とにかく海外への輸出を考へておつた。ところがそれが停頓したという点も値下りの非常な原因であるように私も承知をいたしております。そういたしますと、非常にこの国際性が濃くなつて参つておるのであります。そういう点について、少くとも、今後の方針としては、できた結果に對してこつと張りの対策をしようといふ譯ではおつてもいたし方がありませんが、輸出の対策につきましてもどういう対策を持っておいでになりますか。需給の見通しはどういう見通しでありますか。その問題に立脚して国内におけるところの業種の作付の調整の問題という点について、どういうふうにお考えになつておられますか。それらの大体的構想が御説明願ひするならば、この機会に承つておいて私の質問を打ち切りたいと思つておきます。

○東畑政府委員 油脂はことに代替性の強いものであります。日本で一番関係の深いものは大豆と菜種でございます。大豆と菜種を通じて油脂そのものの輸入というものは非常に多く参つておる関係上、製品の価格は非常に安定といひますが、値下りをいたしておるのではありません。これらの原料であります大豆、菜種等は、敗戦以來非常に不足をいたしておりましたために、非常に値が高かつたのであります。ほかの農産物に比べても、大豆、菜種等は比較的高かつたのであります。それが油脂そのものが安定をいたしまして、ほかの農産物とだん／＼に均衡を得て来たというのが現状になつております。ある程度これが安定いたしましたときに、それ以上下りましたときは政府としても何らかの価格支持政策があるのじやないか、こういうふうな事は考へております。菜種等が現実にそういう事態になつて参つたのであります。油脂そのものにつきましては、われ／＼はこれを内地の農業を圧迫するほど多く入れるという意圖はもちろありませんが、国際商品でありますので、実はだん／＼と下つて参つております。菜種等につきましても、従つてある程度政府の支持的なものがある程度と、これはまだ原料としては安くならざるを得ない作物じやないか。このことは次の国会におきまして、関税法の改正その他について十分資料を出しまして御検討をお願いしたい、こういうふうな考えであります。

○井上委員 本案の審査についてぜひひとつ政府から出してもらいたい資料があります。これは委員長のお話では、大体明日採決をしたいような御意向でございますから、たいへんどうも時間が差迫つておりました。資料提出は困難かも知れませんが、一つは砂糖を百万トン輸入いたしました場合の市場価格はどのくらいの見通し、それに伴つててん菜糖の買入れに伴う財政負担はどれだけかという点でございます。と、いまの法案でございますので、将来の砂糖需給にかんして、砂糖価格の変動によつて国家財政支出がかわつて来ると思ひます。だから、砂糖価格が下落をいたしました場合は、当然国家負担が多くなると思ひますから、そういう一つの見込みを明確にされて、百万トン輸入が達成されました場合の市場価格の大体の見通しはこう、その場合のてん菜糖の国家財政支出はこのくらいになる見込みだという資料をお出し願ひたい。

○坂田委員 芳賀君。その次は、てん菜糖を買い入れる場合の最低生産者価格、同時にてん菜糖の買入れ価格をきめる場合の算定の基礎になつておる資料、それから一つは、てん菜糖を買い入れる会社の考課状況といひますか、それをひとつお出しを願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 てん菜生産等に関する法案が提出された機会に、政府に對して、国内の糖業政策に對してどういふふうな考えを持っておるかといふことを、若干お伺いしておきたいのであります。

最近における砂糖の需給関係を見ても、輸入が大体六十萬トン、てん菜糖を中心とした国内砂糖が三萬ト

ンということであつて、国内の産糖率は全体のパーセンテージの五パーセントくらいにすぎないのであります。こういうような状態において、政府は、一面においては、食糧増給促進法というものを講じて、五箇年間に千七百五十万石の増産をするといふことを言つてゐるわけでありまして、この砂糖の国民生活に占める重要度は決して軽く考へてはならないわけでありまして、特に北海道におけるてん菜糖の歴史は、先ほど足鹿委員の申しました通り、まったく農民の一方的な犠牲のみによつてささえられて来た歴史を持つてゐるわけなのであります。

の、積極的な意図を持つた買上げの方針であるかといふことを、お聞かせ願ひたいのであります。

それからまた現在のように、政府が対米一辺倒の形で行く場合においては、この自由国内からの砂糖の輸入は何ら不安がないかもしれないけれども、われ／＼が完全独立国として今後この国の農業を確立して行く場合においては、どうしても国内における砂糖の生産度を高めることが重大な政策となつて来ると思ふのであります。こゝういふ国内における糖業増産に對して、政府は、どういふような恒久的な考へを持つておられるかといふことを聞かせていただきたいのであります。

それからこの法案は共同提案であります。共同提案なるがゆゑに、この法案が通過した場合に考へなければならぬことは、あくまでもこれは国内における砂糖の生産度を高めることが大きな目標になつてゐるわけでありまして、そのためには、それに最も勤勉と協力を惜しまないところの農家の農業経営の面からいつても、ビートをつくることが経営上採算が成り立つのだといふ安心感を前提として、この法案をわれ／＼は提案しようとなつてゐるわけでありまして、ただ問題は、原料ビートだけで砂糖になるのではなく、特定の会社によつて加工されるという段階を経ることになるわけでありまして、そういう場合においてこのウエイトは、会社の利潤をまず前提として保護して行くことが法案の精神になるか、あくまでも砂糖の生産を高めるといふ意味における農民の経済の上に安定感を与えるために、この原料の買入

れ価格に重点を置くかといふことによつて、同じこの法案が通過した場合においても、現われる現象は非常に異なつて来るわけでありまして、先ほど井上委員もこの点を心配されて、繰返しての発言であるが私は考へておるわけでありまして、この法案の持つておる精神は、将来国内における砂糖の生産度を高めるところに究極の目標を置いて、その段階としては局地における耕作農民の利益を守り、それに付随して会社も公益的な糖業の政策に協力すること意味においてこれをやつて行くことに、この法案が通過した場合においても運用されなければ、まったく死んでしまふようなことになるわけでありまして、以上今後における糖業政策に對する政府の考へ方と、この法案が通過した場合における運用の精神をどこに置くかといふ点について、お答えを願ひたいと思ふのであります。

○清井政府委員　ただいま本法案通過後における方針についてのお尋ねがございましたが、これは東畑長官の方からお答えなさるのが適當かもしれませんが、現在砂糖需要量に比較して、てん菜糖の生産数量はほんのわずかなパーセンテージしかないことは御承知の通りであります。しかしながら戦後わが国の特殊事情に基きまして、乳幼児、病人、妊産婦、薬用等、どうしても必要ならばならないといふ砂糖の必要量があるわけでございますので、私どもは總需要量に對する内地でん菜糖の生産がいかに少くとも、最少限度と申しますが、できる限り需要は国内でまかなうようにして行きたいといふ根本的な考へ方には変わりはないのであります。しかしながらあまりにも数量

が違ひますので、全部国内の生産によつてまかなうことはできぬわけでありまして、われ／＼としても、適地に適作と申しますが、將來でん菜糖の増産をはかつて自給度を少しでも高めて行きたい、こゝういふふうに思つておるのであります。従ひましてでん菜生産者に対しては、將來作付面積を逐次増加いたしますとともに、優良な品種を輸入し、あるいは優良品種の原種園等を普及いたしまして、できるだけ反当収量を増加して、いわゆる歩どまりを品質を改良して、いわゆる歩どまりを増加いたす、こゝういふような方策をおぼせ講じて参りたいといふことは、先ほど御答弁申し上げたのであります。要するにでん菜生産農家に對しましては、今後できるだけ作付面積を増加し、あわせて反当収量と歩どまりを逐次増加いたしますとともに、所要の経済的な支持を与えて参りたいと思へておるのであります。一方また生産量の増加、工場生産率化等によりまして、たといてん菜の買入が千斤三千元といひましたも、先ほど東畑長官より御説明申しました通り、この原価計算につきましては、所要の経費を十分査定いたし、あるいは他の製糖会社の経費等を勘案いたしまして、原料でん菜価格とともに生産されたてん菜糖の価格をきめて参りたいと思へておりますので、私どもの考へ方といひますのは、できるだけ自給度を高めるといふ意味におきまして、將來でん菜の生産を増強いたす方向に参りますとともに、農家に對しましては、補助金の交付等によりまして、てん菜糖の増加を期し、品質の改良を期して保護、奨励策を講じて参りたい、かように考

えておる次第であります。

○芳賀委員　価格をきめる面において、砂糖に對してはその生産コストを十分に計算して、会社が損失が起きないようなことはできると思ひますが、問題は一番基本をなすところの原料価格をきめる場合において、先ほど当局の御説明もありましたが、今年の原料の買入は、千斤三千元ときめておる。それから今年は平均反収が大体二千九百四十斤くらいあるので、その捨てる葉葉を入れば大体一万円近いくらいは価格になるだろうといふようなお話でありましたけれども、二千九百四十斤といふものは、これは今年に幸ひにして北海道におけるビートの成育が非常にいいので、平均反収は二割くらいは増産になるだろうと思つておるわけでありまして、こゝういふ場合においてこの二千九百四十斤くらいの数字が出るのであつて、今までのところの北海道の平均反収は大体二千五百斤程度を上下してゐるような状態でありまして、特にその原料になる部分を除いて葉やなんかまでも価格に入れたらこれだけになるといふ計算は、これはどうも非常に官價的なやり方でありまして、これも換算すれば値があるじやないかといふような計算が常に行われておる。こゝういふ点にわれ／＼は非常に大きな心配を持つておるわけでありまして、ビートの耕作はばれいしよなどの耕作と違ひまして、所要労力の点からいつても、栽培技術の点からいつても、五割くらいはよいかかるわけでありまして、こゝういふようなことを厳密に考へた場合におきまして、今年の買上げ値段である三千元といふものが、はたして生産費を償ふことが出来る線に近い数字で

第一類第九号 農林委員会議録第八号 昭和二十七年十二月十五日

第一類第九号 農林委員会議録第八号 昭和二十七年十二月十五日

第一類第九号 農林委員会議録第八号 昭和二十七年十二月十五日

第一類第九号 農林委員会議録第八号 昭和二十七年十二月十五日

第一類第九号 農林委員会議録第八号 昭和二十七年十二月十五日

あるかどうかということについても御意見を伺いたいと存じます。

おなこれに関連いたしまして、最近重要農産物に対する価格支持の問題が出て来ておるわけでありまして、今年度買上げを行われた濃粉の価格に一応論及してみますと、今年度は昨年度よりは早期に価格をきめて買上げを行つたという事は、確かに昨年度よりはよかつたかも知れませんが、昨年よりも買上げの値段を下げたという点について、長官からその理由をお聞かせ願いたいと思つております。昨年度はかんしよ濃粉は十二貫二千五百円、ばれいしよ濃粉は十二貫二千五百円が基本価格になつておつたわけでありまして、本年度はかんしよ濃粉が千八百五十円、ばれいしよ濃粉が二千三百二十円というふうに、買上げ価格が非常に下つておるわけでありまして、これはもちろん国内における需給関係等を見ての算出かも知れませんが、少くとも昨年度よりも諸般の経済情勢が、米の買上げ値段等においても上まわつておることを考えた場合において、政府が価格支持を行つて、ある数を買上げるような場合において、毎年のように一定の根拠のないような方針で買上げるといふことが、はたして農業生産を育成するための価格支持政策であるかどうかということにも疑いを持たなければならぬわけでありまして、そういう点について長官から、十分具體的な説明を開かしていただきたいと思ひます。

○清井政府委員 最初の御質問のてん菜の反当収量の問題でありますけれども、先ほど井上委員の御質問に対してお答え申し上げたのでございますが、

ばれいしよ、大豆、小豆等の他の作物の粗収入と比較いたしまして、三千円ぐらいが適当であるというように押えたという趣旨の御答弁を申し上げたのであります。そのときにも御説明申し上げましたが、粗収入でありまして、生産費がどのくらいかかるかというところは非常に突はむかしい問題であります。ただいま計算を持っておりますけれども、てん菜につきましては、その生産費が他の作物よりも相当かかるといふことは想像できることだと思ひます。そういう問題を彼此勘案いたしまして、三千円程度が妥当であるというように判定をしたのでございまして、その際の反当収量として二千九百四十斤という数字を申し上げたのであります。その数字がはたしてどうなるかという御質問であります。なるほどお話の通り二千九百四十斤と申しますのは、本年の成績で相当いい反収であることは事実であります。過去数年間は相当低い反収でありましたが、私どもはいたしましては、先ほど申し上げましたように、優良品種の普及なり、優良原種を確保することによりまして、反収を漸次向上して行くという政策をとつて参りたいと思つております。過去一番多い反収は御承知の通り昭和九年に四千斤でありましたが、その他それに近い数字を示しておる年もあります。相当高い数字が過去にございまして、今後私どもが指導奨励に尽力いたしますれば、この二千九百四十斤というものを基礎にいたしまして、来年度、再来年度、その次に逐次反当収量を増加し得るものと考えております。またそういう方向で私どもは指導奨励して参りたいと考えております。

す。従いまして反収の増加によりまして、あるいは面積の増加によりまして、当然その分だけ生産額といたしましては収入増になりますので、そういう面から申しますと、てん菜の生産につきましては利益がある程度確保されるというように考えております。

○東畑政府委員 私に対しての御質問は、濃粉といひますか、いもの価格を下げたのはどういふわけかという御質問であつたと思ひます。昨年は実は買上げる時期等が非常に遅れまして、端境期にこれを決定したのであります。本年は先ほどもう少し早くすればいいのではないかというお話がありました。が、昨年に比べますと、でき秋前に決定したのでありますので、その間における金利、倉敷等を相当繰り込んでおきます。従いましてこれを端境期まで持つて参りますと、政府が今回とりましたものよりも少し高くなるという事になりまして、昨年決定いたしましたのとは近くなるというように実は考えております。かんしよ、ばれいしよそのものを買い上げることが技術的にはなほ困難であります。製品で買い上げるといふ形をとつておりますのはかんしよ、ばれいしよそのものの価格安定にはたしてどうかという御質問があつたのであります。現実から申しますとやむを得ないのじやないかと考えております。あとは金利、倉敷等を繰り込みまして、なお企業そのものの合理化をはかりたいといふことの計算をいたしたのであります。

なくて済んだと私は記憶しておるわけですが、そういう点から考えた場合において、濃粉の買上げについては本年度は四百二十万貫の買上げを一応食糧会計にも繰り込んであるように見ております。長官の今の御説明は表面的には合理的に聞かれますが、去年のような価格で買上げた場合においては、去年と違つて相当の数量を買い上げなければならぬという場合において、赤字が大きく出ては困るという用心深い考え方から、買上げの値段を下げたおかげで、市場とあまり差のないような程度で済ましておけば、またそう買上げをしなくても済むような結果になるのじやないかという深慮から出發して、値段をもう少し下げたというふうにも私たちが考えられるわけでありまして、価格支持の精神は、食糧会計から赤字を出したから困るという用心深きから出發するのではなくて、農業生産を維持するの保障を与えるというところに価格支持の政策の精神があると思つております。これは私の長官に対する邪推かもしれませんが、もう一応その精神のほどを開かせておいてもらいたいと思つております。

○東畑政府委員 考え方につきましては私ちつともかわつておらいますのであります。方法といたしまして、政府の特別会計と農民の組織と両々相まつて価格安定を考へるのが一番よいのではないかと。従いまして農業協同組合でありますとか、農民の希望する組織がある程度共同販売をいたしました場合において、政府はそれの金融的措置をいろいろ考慮することによつて価格安定をはかる、そして農家自身が農産物の

価格なり販売について利益を持つということを基盤にいたしまして、その上に政府特別会計がこれを支持して行く、従いまして、政府は全部これを買うのではなく、農協その他がある程度価格安定をはかつた上の残りを買い上げて行く、そういうことによつて金融もつくでありまして、価格安定もできるであろうというのが今考えておる濃粉買上げであります。ただ予算がいりますので一応予算上数字をあげたのであります。これにとらわれておるわけではございません。もつと率直にいへば、そういう前提のもとになお価格が安定いたしません場合には、無制限に買上げをするということをおし上げてちつともさしつかえないのであります。

○坂田委員 残余の質疑は次会にこれをいたします。明日は午前十時から委員会を、午後一時から大蔵委員との連合審査の予定でありますから御了承願ひたいと存じます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会